

****法学部・法律学科****

2014年度生用

明治学院大学履修要項
～履修の方法を知るために～

2020

Meiji Gakuin University

履修の手引きは、別掲示のファイルをご覧ください。

**入学時に配布した要項を基本として、その後変更があった部分を中心に
掲載しています。**

明治学院共通科目
(グローバル法学科以外)

人材養成上の目的・教育目標

明治学院共通科目の主たる開講責任を負う教養教育センターは、明治学院大学の「人材養成上の目的・教育目標」に基づき、明治学院大学の教養教育の「人材養成上の目的・教育目標」を次のとおり定める。

明治学院共通科目による教養教育は、世界に生起する諸問題について、他者との共生をめざし柔軟かつ誠実に対処することのできる人材養成を目的とする。そしてその実現のための教育目標として、外国語教育と諸領域科目の教育が連携し、確かな思考力と表現力を養成するための総合的な教育を推進する。

外国語教育においては、コミュニケーション能力の向上と言語を育んできた自他の文化への理解の促進を助成するとともに、学生の自律的学習姿勢の涵養に必要な環境を整える。また、諸領域科目の教育においては、専門的知見の教授を通して、学生が問題を的確に理解するための読解力や分析力、問題解決のための多面的な思考力を身につけることができるよう指導する。

期待される学修成果

教養教育センターは、明治学院大学の「人材養成上の目的・教育目標」に沿った人間を育成する。学生は、明治学院共通科目を体系的に学修し、所定単位を取得することにより、次の態度、知識、技能を身につけることが期待できる。

- 1 建学の精神を理解し、多様な価値観を尊重しつつ社会参加を通して他者への貢献を目指す態度
- 2 幅広い学問分野の基礎知識を有し、現代社会が抱える諸問題に対して多面的に考え、的確に価値の判断を行う能力
- 3 自ら発見した課題について、幅広い知見に基づいて、その解決策を適正かつ明確に提示する技能
- 4 他者とのコミュニケーションに必要な基盤的技能を身につけ、生涯にわたってそれを伸展させるための自主的努力をつづける態度

教育課程の編成および実施に関する方針

教養教育センターは、明治学院大学の「教育課程の編成および実施に関する方針」に基づき、教養教育センターの定める「人材養成上の目的・教育目標」に沿って、次のとおり「教育課程の編成および実施に関する方針」を定める。

- 1 明治学院共通科目を、C群（必修・選択必修）・D群（分野別の基礎的講義科目）・E群（実験・実習・演習的科目）・H群（発展的科目）・I群（英語で学ぶ授業）の各群により構成する。
- 2 C群（必修・選択必修）
 - (1) 外国語科目
英語によるコミュニケーション能力の向上、初習語における基礎的運用能力の育成を目指して、下記の科目を開講する。
必修科目：「英語コミュニケーション」を1年次に配当する。
高等学校等で英語を学習していない学生には、「初習英語」を1年次に配当する。
留学生には、「日本語」科目を配当する。
選択必修：フランス語、ドイツ語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語を選択言語科目として配当する。
留学生は、日本語以外の言語、もしくは、E群「日本語研究」を必修とする。
 - (2) 諸領域科目
建学の精神を理解し、他者への貢献を実現するために必要な知見と技能の獲得を目指して、下記の科目を開講する。
必修科目：「キリスト教の基礎」を1年次に配当する。
選択必修：「コンピュータリテラシー（入門）・（初級）」を1年次に配当する。

要求科目：「アカデミックリテラシー」を1年次配当で政治学科生に開講する。

要求科目：「社会学1」を1年次配当で社会学科生に開講する。

3 D群科目（分野別の基礎的講義科目：自由選択）

明治学院共通科目の期待される学修成果に示した1~4について、幅広い学問分野における基礎的知識と正確な判断力を涵養するため、「人文科学系科目」、「社会科学系科目」、「自然科学系科目」、「健康・スポーツ系科目」、「総合教育系科目」の各分野・領域において諸科目を開講する。各授業科目には、個別の授業テーマが提示される。

4 E群科目（実験・実習・演習的科目：自由選択）

明治学院共通科目の期待される学修成果1~4について、より発展的かつ実践的な能力を身につけるため下記の科目を開講する。

(1) 外国語科目

英語のホーラー（聞く・話す）に加え、リテラシー（読む・書く）強化を目指して、英語研究を2年次以上に配当する。

初習語学修の進展を目指して、C群で選択した初習語のインテンシブクラスとして各言語の「特別演習」を1年次以上に配当、またC群で選択した言語以外の言語の基礎的な学修として各言語の「基礎」を1年次以上に配当する。

初習語によるコミュニケーション能力の養成のため、「（初習）語研究」を2年次以上に配当する。

留学希望の学生支援のため、「各言語特別研究」を開講する。

(2) 諸領域科目

情報処理能力、科学的思考力、身体能力、市民社会への参加、論文書法能力について、それぞれ実践的学修するために、「コンピュータリテラシー研究」、「自然科学（物理学・化学・生物学）方法論」、「シーズスポーツ研究」、「ボランティア特別研究・実習」、「アカデミックリテラシー研究」を開講する。

5 H群科目

明治学院共通科目の応用・発展的段階として、各自の関心あるテーマに基づき文献検索や調査・実験等を行いながら問題解決に必要な総合的能力とプレゼンテーション能力の向上を目指して、「リサーチ&プレゼンテーション」を2年次以上に配当すると共に、「アジア・日本研究」、「ヨーロッパ文化圏研究」、「現代科学研究」を3年次生以上に配当する。

6 I群科目

幅広い教養に基づいて様々な文化的背景をもった人と相互に交流するとともに、自他の文化についての相対的な視点を獲得することを目指して、交換留学生とともに英語で学修する科目を1年次生以上に配当する。

[履修上の注意]

- ①A・Bあるいは1～8はそれぞれ独立した科目である。なお、原則としてA・Bは、同一曜時限の同一担当者のクラスを履修することとし、同一曜時限に複数クラスが開講されている場合にも、いずれか1クラスを定めて履修するものとする。
- ②以下の表の配当年次とは、その科目を履修できる下限の年次を示したものである。1年次配当科目とは、1年次以上の学生が履修できることを意味している。
- ③特に指示がある科目を除き、同一科目が異なる曜時限に複数開講されている場合でも、履修できるのは1つだけである。
- (例:「キリスト教の諸相1」が月曜1限と月曜2限に開講されている場合、履修できるのは片方のみ)
- ④修得可能な単位数は、学科ごとに定められている。『履修要項』を参照すること。
- ⑤履修可能なクラスの開講学期等については、Port Hepburnの開講科目情報 時間割表で、各自が所属する学科・入学年度の時間割表を参照すること。

[科目コードについて]

明治学院共通科目には科目コードが付番される。その意味は下記のとおりとなる。

<u>C・D・E・H・I</u>	+	<u>1～3</u>	+	<u>0～9</u>	+	<u>0～9</u>	+	<u>1～8</u>
科目群イニシアル		配当年次		科目群内の当該科目固有番号				
		(千の位)		(百の位以下)				

科目例：C1011 キリスト教の基礎 A
D1001 キリスト教の諸相 1

[C 群科目]

必修および選択必修科目。以下の基本科目 1~4 について、それぞれ所定の単位を修得すること。

1. キリスト教基本科目

全学必修のキリスト教関連科目。A・Bそれぞれ2単位、計4単位を修得しなければならない。

配当年次	科目名	単位数	開講学期	配当年次	科目名	単位数	開講学期
1	C1011 キリスト教の基礎 A	2	春	1	C1012 キリスト教の基礎 B	2	秋

2. 外国語基本科目

必修である英語科目と選択必修の初習語科目。

- ・英語科目については、「英語コミュニケーション」1A・B、2A・Bそれぞれ各1単位、計4単位を修得しなければならない。なお、特別に高度な英語運用能力を有すると認定された学生については、同科目の単位修得を免除されることがある。
- ・初習語とは、フランス語・中国語・ドイツ語・スペイン語・ロシア語・韓国語をいう。可能な限り1年次での履修と単位修得が望ましい。
- ・「日本語」1A・B、2A・Bは留学生のための必修外国語科目であり、一般学生は履修することができない。
- ・原則として、入学時に選択した「初習語」は他の言語へ変更することはできない。ただし、特別の事情があり、リエンテーション期間に申し出た者については、科目責任者が判断する。
- ・「英語コミュニケーション」1A・B、2A・B以外の外国語単位修得要件は各学科によって異なるため、下記のように自分の所属する学科の外国語単位修得要件のとおり履修すること。

<法律学科の外国語単位修得要件>

C群科目の1年次配当科目より

- ・必修科目として、「英語コミュニケーション」1A・B、2A・B 4単位
 - ・フランス語・中国語・ドイツ語・スペイン語・ロシア語・韓国語の中から1言語を選択し、選択必修科目として「○○語」1A・B、2A・B 4単位
 - ・加えてE群科目の2年次配当科目の「英語研究」1A・B、2A・Bの中から4単位、もしくは1年次に選択した英語以外の言語と同一の「○○語研究」1A・B、2A・Bの中から4単位
- 計12単位が外国語の必修となる。

*留学生は入学年度を問わず「日本語」1A・B、2A・B 4単位を必修とし、さらに日本語以外の言語（同一言語）もしくはE群の「日本語研究」1A・B、2A・B、3A・Bの中から4単位を必修とする。

<消費情報環境法学科の外国語単位修得要件>

C群科目の1年次配当科目より

「英語コミュニケーション」1A・B、2A・B 4単位

加えて

フランス語・中国語・ドイツ語・スペイン語・ロシア語・韓国語の中から1言語を選択した「○○語」1A・B、2A・B 4単位

計8単位が必修となる。

*留学生は入学年度を問わず「日本語」1A・B、2A・B 4単位を必修とし、さらに日本語以外の言語（同一言語）もしくはE群の「日本語研究」1A・B、2A・B、3A・Bから4単位を必修とする。

<政治学科の外国語単位修得要件>

C群科目の1年次配当科目より

「英語コミュニケーション」1A・B、2A・B 4単位

加えて

フランス語・中国語・ドイツ語・スペイン語・ロシア語・韓国語の中から1言語を選択した「〇〇語」1A・B、2A・B 4単位計8単位が必修となる。

*留学生は入学年度を問わず「日本語」1A・B、2A・B 4単位を必修とし、さらに日本語以外の言語（同一言語）もしくはE群の「日本語研究」1A・B、2A・B、3A・Bから4単位を必修とする。

配当年次	科目名	単位数	開講学期	配当年次	科目名	単位数	開講学期
1	C1111 英語コミュニケーション1A	1	春	1	C1112 英語コミュニケーション1B	1	秋
1	C1113 英語コミュニケーション2A	1	春	1	C1114 英語コミュニケーション2B	1	秋
1	C1131 初習英語1A (注1)	1	春	1	C1132 初習英語1B (注1)	1	秋
1	C1133 初習英語2A (注1)	1	春	1	C1134 初習英語2B (注1)	1	秋
1	C1211 フランス語1A	1	春	1	C1212 フランス語1B	1	秋
1	C1213 フランス語2A	1	春	1	C1214 フランス語2B	1	秋
1	C1311 中国語1A	1	春	1	C1312 中国語1B	1	秋
1	C1313 中国語2A	1	春	1	C1314 中国語2B	1	秋
1	C1411 ドイツ語1A	1	春	1	C1412 ドイツ語1B	1	秋
1	C1413 ドイツ語2A	1	春	1	C1414 ドイツ語2B	1	秋
1	C1511 スペイン語1A	1	春	1	C1512 スペイン語1B	1	秋
1	C1513 スペイン語2A	1	春	1	C1514 スペイン語2B	1	秋
1	C1611 ロシア語1A	1	春	1	C1612 ロシア語1B	1	秋
1	C1613 ロシア語2A	1	春	1	C1614 ロシア語2B	1	秋
1	C1711 韓国語1A	1	春	1	C1712 韓国語1B	1	秋
1	C1713 韓国語2A	1	春	1	C1714 韓国語2B	1	秋
1	C1811 日本語1A	1	春	1	C1812 日本語1B	1	秋
1	C1813 日本語2A	1	春	1	C1814 日本語2B	1	秋

(注1)「初習英語」1A・B、2A・Bは、高等学校等で英語を学んでいない者だけが履修することができる。

・英語以外の言語について、既習している言語を選択する際には必ず教務課窓口にご相談すること。

3. 情報処理基本科目

コンピュータに関する選択必修科目。

・「コンピュータリテラシー1」は入門クラス、「コンピュータリテラシー2」は初級クラスである。学生は、自らの習熟度を判断して1または2を選択し、2単位を修得しなければならない。なお、それぞれの授業内容については、シラバスを参照すること。

・入学時に中級以上の技能を有する学生については、E群科目「コンピュータリテラシー研究」1A・1B、2A・2Bから2単位を修得することにより、必修の2単位に振り替えることができる。

配当年次	科目名	単位数	開講学期	配当年次	科目名	単位数	開講学期
1	C1911 コンピュータリテラシー1 ※	2	春または秋	1	C1912 コンピュータリテラシー2 ※	2	春または秋

※消費情報環境法学科生は履修できない。

4. レポートライティング基本科目

レポート・論文作成法に関する政治学科の学科要求科目。政治学科生は1年次に全員履修しなければならない。

配当年次	科目名	単位数	開講学期	配当年次	科目名	単位数	開講学期
1	C1951 アカデミックリテラシー1 ※	2	春または秋	1	C1952 アカデミックリテラシー2 ※	2	春または秋

※法律学科生・消費情報環境法学科生は履修できない。

[D 群科目]

分野別の基礎的講義科目。以下の諸科目から自由に選択して履修することができる。多様な科目を選択してもよいし、同一科目を集中的に選択してもよい。学生それぞれの関心に即して履修計画を立てることが可能である。

・それぞれの科目の科目番号ごとの内容は、シラバスに（授業テーマを付して）公表される。履修に際してはそれらを参照すること。

1. 人文科学系科目

配当年次	科目名	単位数	開講学期	配当年次	科目名	単位数	開講学期
1	D1001～1008 初教の諸相 1～8	各2	春・秋	1	D1011～1018 宗教史 1～8	各2	春・秋
1	D1021～1028 哲学 1～8 (注1)	各2	春・秋	1	D1031～1037 倫理学 1～7 (注1)	各2	春・秋
1	D1041～1048 論理学 1～8 (注1)	各2	春・秋	1	D1051～1054 言語の科学 1～4	各2	春・秋
1	D1061～1068 心理学 1～8 (注2)	各2	春・秋	1	D1071～1072 教育学 1～2	各2	春・秋
1	D1081～1088 芸術学 1～8	各2	春・秋	1	D1091～1098 日本文学 1～8	各2	春・秋
1	D1101～1108 言語圏の文学 1～8	各2	春・秋	1	D1111～1116 言語圏の文学 1～6	各2	春・秋
1	D1121～1128 日本文化論 1～8	各2	春・秋	1	D1131～1138 言語圏の文化 1～8	各2	春・秋
1	D1141～1148 言語圏の文化 1～8	各2	春・秋				

(注1) 3年次以上で「哲学(専)」1・2を履修するためには、「哲学」1～8「倫理学」1～7「論理学」1～8のうち、同一名称の2科目(計4単位)を修得済みでなければならない。

(注2) 「心理学」3～8を履修するためには、「心理学」1・2の単位修得が望ましい。

2. 社会科学系科目

配当年次	科目名	単位数	開講学期	配当年次	科目名	単位数	開講学期
1	D1201～1202 法学(日本国憲法を含む) 1～2 (注1)	各2	春・秋	1	D1211～1212 政治学 1～2	各2	春・秋
1	D1221～1228 社会学 1～8	各2	春・秋	1	D1231～1232 社会福祉学 1～2	各2	春・秋
1	D1241～1242 経済学 1～2	各2	春・秋	1	D1251～1254 統計学 1～4	各2	春・秋
1	D1261～1268 歴史学 1～8	各2	春・秋	1	D1271～1278 地理学 1～8	各2	春・秋
1	D1281～1282 文化人類学 1～2	各2	春・秋	1	D1291～1294 社会科学概論 1～4	各2	春・秋

(注1) 法律学科生・消費情報環境法学科生は履修できない。

3. 自然科学系科目

配当年次	科目名	単位数	開講学期	配当年次	科目名	単位数	開講学期
1	D1401～1408 数学 1～8	各2	春・秋	1	D1411～1416 物理学 1～6	各2	春・秋
1	D1421～1426 化学 1～6	各2	春・秋	1	D1431～1437 生物学 1～7	各2	春・秋
1	D1441～1442 生命科学 1～2	各2	春・秋	1	D1451～1454 情報科学 1～4	各2	春・秋

4. 健康・スポーツ科学系科目

配当年次	科目名	単位数	開講学期	配当年次	科目名	単位数	開講学期
1	D1601～1602 健康科学 1～2	各2	春・秋	1	D1611～1612 スポーツ科学 1～2	各2	春・秋
1	D1621～1624 スポーツ方法学 1～4	各2	春・秋				

※ 履修に際しては、『明治学院共通科目 健康・スポーツ科学関連科目履修の手引き』を参照すること。

※ 法律学科及び消費情報環境法学科生はD群「4. 健康・スポーツ科学系科目」とE群「9. 健康・スポーツ科学関連科目」からは合わせて8単位までが卒業要件単位となる。それ以上修得しても卒業に必要な単位とはならない。

5. 総合教育系科目

配当年次	科目名	単位数	開講学期	配当年次	科目名	単位数	開講学期
1	D1801～1808 現代世界と人間 1～8	各2	春・秋	1	D1811～1813 明治学院研究 1～3	各2	春・秋
1	D1831～1836 環境学 1～6(注1)	各2	春・秋	1	D1841～1848 ホランティア学 1～8	各2	春・秋
1	D1851 ライフデザイン講座 1	2	春または秋	1	D1871～1873 現代平和研究 1～3	各2	春・秋
2	D2821～2822 カルガソ実習 1～2(注2)	各2	春・秋	2	D2852 ライフデザイン講座 2	2	春または秋
2	D2861 キャリアデザイン 1	2	春または秋	3	D3853～3854 ライフデザイン講座 3～4	各2	春・秋

(注1)「環境学」1～2は、消費情報環境法学科生は履修できない。

(注2)「カルガソ実習」1～2は実習体験型の科目であり、その実施時期や授業形態について特別な条件が付されている。

[E 群科目]

実験・実習・演習の科目。履修者数が制限されることがあるので、履修希望者はシラバスを参照すること。

※A・Bは独立した科目であるが、可能な限り同一曜時間の同一担当者のクラスを履修することとし、同一曜時間に複数クラスが開講されている場合にも、いずれか1クラスを定めて履修するものとする。

1. 「特別演習〇〇語」

- ・C群の2で選択した初習語と同じ言語について、さらに学修機会を増やすことを希望する学生のためのインテシブクラスである。
- ・原則として「初習語」1A・B、2A・Bと同一年次に履修するものとする。
- ・この科目の単位修得をもって、C群の初習語必修単位に振り替えることはできない。

配当年次	科目名	単位数	開講学期	配当年次	科目名	単位数	開講学期
1	E1101 特別演習フランス語 A	1	春	1	E1102 特別演習フランス語 B	1	秋
1	E1111 特別演習中国語 A	1	春	1	E1112 特別演習中国語 B	1	秋
1	E1121 特別演習ドイツ語 A	1	春	1	E1122 特別演習ドイツ語 B	1	秋
1	E1131 特別演習スペイン語 A	1	春	1	E1132 特別演習スペイン語 B	1	秋
1	E1141 特別演習ロシア語 A	1	春	1	E1142 特別演習ロシア語 B	1	秋
1	E1151 特別演習韓国語 A	1	春	1	E1152 特別演習韓国語 B	1	秋

2. 「〇〇語の基礎」

- ・C群の2で選択した初習語以外の言語について、基礎的な学修を希望する学生のためのインテシブクラスである。したがって、C群の2で選択した初習語と同一の言語について、以下の科目を履修することはできない。
- ・「初習語」1A・B、2A・Bと無関係に年次を問わず履修することができる。
- ・この科目の単位修得をもって、C群の初習語必修単位に振り替えることはできない。

配当年次	科目名	単位数	開講学期	配当年次	科目名	単位数	開講学期
1	E1201 フランス語の基礎 A	1	春	1	E1202 フランス語の基礎 B	1	秋
1	E1211 中国語の基礎 A	1	春	1	E1212 中国語の基礎 B	1	秋
1	E1221 ドイツ語の基礎 A	1	春	1	E1222 ドイツ語の基礎 B	1	秋
1	E1231 スペイン語の基礎 A	1	春	1	E1232 スペイン語の基礎 B	1	秋
1	E1241 ロシア語の基礎 A	1	春	1	E1242 ロシア語の基礎 B	1	秋
1	E1251 韓国語の基礎 A	1	春	1	E1252 韓国語の基礎 B	1	秋
1	E1261 イタリア語の基礎 A	1	春	1	E1262 イタリア語の基礎 B	1	秋
1	E1263 アラビア語の基礎 A	1	春	1	E1264 アラビア語の基礎 B	1	秋
1	E1265 中国語の基礎 A	1	春	1	E1266 中国語の基礎 B	1	秋

3. 「〇〇語研究」・「〇〇語特別研究」

- ・英語およびC群の2で選択した初習語について、次年度以降も学修を継続することを希望する学生のためのインテシブクラスである。「〇〇語研究」1A・B、2A・Bは2年次から、「〇〇語研究」3A・Bは3年次以上から履修が可能となる。いずれも各学期2単位科目である。
- ・履修に際し一定の語学力が必要とされるため、「英語コミュニケーション」1A・B、2A・Bの計4単位を未修得の者が、以下の「英語研究」を履修することは望ましくない。また、「英語コミュニケーション」が必修ではない学生が履修を希望する場

合は、初回の授業に必ず出席して履修許可を得ることが必要である。

- ・C群の2で選択した「初習語」1A・B、2A・Bの計4単位を未修得の者が、以下の「〇〇語研究」を履修することは望ましくない。
- ・「英語特別研究」101、102は1年次で「英語コミュニケーション」に加えてリテラー（読み・書き）を強化することを希望する学生のためのインテングラスである（英文学科、国際学科、国際キャリア学科を除く）。
- ・「英語特別研究」111～118、「フランス語特別研究」111～112、「ドイツ語特別研究」111～112、「スペイン語特別研究」111～112、「韓国語特別研究」111～112、「中国語特別研究」111～112は留学を希望する学生を支援する留学準備のためのインテングラスである。履修に際しては一定の語学力を必要とされるため、初回の授業に必ず出席して履修許可を得ることが必要である。履修の制限を伴う科目もあるので、必ず事前にPort Hepburnや配布資料等にて確認し、指示に従うこと。
- ・これらの科目の単位修得をもって、C群の初習語必修単位に振り替えることはできない。

配当年次	科目名	単位数	開講学期	配当年次	科目名	単位数	開講学期
2	E2401 英語研究 1A	2	春	2	E2402 英語研究 1B	2	秋
2	E2403 英語研究 2A	2	春	2	E2404 英語研究 2B	2	秋
3	E3405 英語研究 3A	2	春	3	E3406 英語研究 3B	2	秋
2	E2411 フランス語研究 1A	2	春	2	E2412 フランス語研究 1B	2	秋
2	E2413 フランス語研究 2A	2	春	2	E2414 フランス語研究 2B	2	秋
3	E3415 フランス語研究 3A	2	春	3	E3416 フランス語研究 3B	2	秋
2	E2421 中国語研究 1A	2	春	2	E2422 中国語研究 1B	2	秋
2	E2423 中国語研究 2A	2	春	2	E2424 中国語研究 2B	2	秋
3	E3425 中国語研究 3A	2	春	3	E3426 中国語研究 3B	2	秋
2	E2431 ドイツ語研究 1A	2	春	2	E2432 ドイツ語研究 1B	2	秋
2	E2433 ドイツ語研究 2A	2	春	2	E2434 ドイツ語研究 2B	2	秋
3	E3435 ドイツ語研究 3A	2	春	3	E3436 ドイツ語研究 3B	2	秋
2	E2441 スペイン語研究 1A	2	春	2	E2442 スペイン語研究 1B	2	秋
2	E2443 スペイン語研究 2A	2	春	2	E2444 スペイン語研究 2B	2	秋
3	E3445 スペイン語研究 3A	2	春	3	E3446 スペイン語研究 3B	2	秋
2	E2451 ロシア語研究 1A	2	春	2	E2452 ロシア語研究 1B	2	秋
2	E2453 ロシア語研究 2A	2	春	2	E2454 ロシア語研究 2B	2	秋
3	E3455 ロシア語研究 3A	2	春	3	E3456 ロシア語研究 3B	2	秋
2	E2461 韓国語研究 1A	2	春	2	E2462 韓国語研究 1B	2	秋
2	E2463 韓国語研究 2A	2	春	2	E2464 韓国語研究 2B	2	秋
3	E3465 韓国語研究 3A	2	春	3	E3466 韓国語研究 3B	2	秋
1	E1401 英語特別研究 101	2	春	1	E1402 英語特別研究 102	2	秋
1	E1411 英語特別研究 111	2	秋	1	E1412 英語特別研究 112	2	春
1	E1413 英語特別研究 113	2	秋	1	E1414 英語特別研究 114	2	春
1	E1415 英語特別研究 115	2	秋	1	E1416 英語特別研究 116	2	春
1	E1417 英語特別研究 117	2	秋	1	E1418 英語特別研究 118	2	春
1	E1421 フランス語特別研究 111	2	秋	1	E1422 フランス語特別研究 112	2	春
1	E1431 ドイツ語特別研究 111	2	秋	1	E1432 ドイツ語特別研究 112	2	春
2	E2445 スペイン語特別研究 111	2	春	2	E2446 スペイン語特別研究 112	2	秋
1	E1451 中国語特別研究 111	2	秋	1	E1452 中国語特別研究 112	2	春
1	E1461 韓国語特別研究 111	2	秋	1	E1462 韓国語特別研究 112	2	春

4. 西洋古典語研究

- ・以下は「英語コミュニケーション」1A・B、2A・Bおよび「初習語」1A・B、2A・Bの単位の修得・未修得に関わりなく履修できる。

配当年次	科目名	単位数	開講学期	配当年次	科目名	単位数	開講学期
1	E1301 ギリシア語研究 A	2	春	1	E1302 ギリシア語研究 B	2	秋
1	E1311 ラテン語研究 A	2	春	1	E1312 ラテン語研究 B	2	秋

5. 留学生関連科目

- ・以下は留学生のための科目であり、一般学生は履修できない。
- ・留学生の履修については、別途がイパス等の説明を参照し、その指導に従うこと。

配当年次	科目名	単位数	開講学期	配当年次	科目名	単位数	開講学期
1	E1501 日本の歴史と文化 A	2	春	1	E1502 日本の歴史と文化 B	2	秋
1	E1511 日本の社会と政治経済 A	2	春	1	E1512 日本の社会と政治経済 B	2	秋
1	E1521 日本の科学と技術 A	2	春	1	E1522 日本の科学と技術 B	2	秋
2	E2541 日本語研究 1A	2	春	2	E2542 日本語研究 1B	2	秋
2	E2543 日本語研究 2A	2	春	2	E2544 日本語研究 2B	2	秋
2	E2545 日本語研究 3A (注 1)	2	春	2	E2546 日本語研究 3B (注 1)	2	秋

(注 1) 「日本語研究」3A・3B は、2 年次生でも白金校舎での履修が可能である。

6. 「異文化コミュニケーション研究」

- ・以下の科目は、上記5の留学生科目のうち、「日本の歴史と文化」A・B、「日本の社会と政治経済」A・Bおよび「日本の科学と技術」A・Bにおいて、留学生の授業に一般学生が参加するために設けられた科目である。
- ・この科目の履修資格と履修上の要件についてはイパスを参照すること。

配当年次	科目名	単位数	開講学期	配当年次	科目名	単位数	開講学期
1	E1531 異文化コミュニケーション研究 A	2	春	1	E1532 異文化コミュニケーション研究 B	2	秋

7. 情報処理関連科目

- ・以下はコンピュータリテラシー1および2の発展的学修科目である。

配当年次	科目名	単位数	開講学期	配当年次	科目名	単位数	開講学期
1	E1601 コンピュータリテラシー研究 1A	2	春	1	E1602 コンピュータリテラシー研究 1B	2	秋
1	E1603 コンピュータリテラシー研究 2A	2	春	1	E1604 コンピュータリテラシー研究 2B	2	秋

8. 自然科学関連科目

- ・以下は自然科学の方法論を学ぶための科目であり、履修者による実験を中心に授業が行われる。
- ・履修に際してはシラバスを参照すること。

配当年次	科目名	単位数	開講学期	配当年次	科目名	単位数	開講学期
1	E1701 物理学方法論 A	2	春	1	E1702 物理学方法論 B	2	秋
1	E1711 化学方法論 A	2	春	1	E1712 化学方法論 B	2	秋
1	E1721 生物学方法論 A	2	春	1	E1722 生物学方法論 B	2	秋

9. 健康・スポーツ科学関連科目

- ・学期中に開講される学内実習（1A、2A、3A）と長期休暇期間中に開講される学外実習（1B、2B、3B）とをセットで履修する科目である。
- ・履修に際しては、シラバス、『明治学院共通科目 健康・スポーツ科学関連科目履修の手引き』を参照すること。

配当年次	科目名	単位数	開講学期	配当年次	科目名	単位数	開講学期
1	E1801 シーズンスポーツ研究 1A	2	春	1	E1802 シーズンスポーツ研究 1B	2	春
1	E1803 シーズンスポーツ研究 2A	2	春	1	E1804 シーズンスポーツ研究 2B	2	春
1	E1805 シーズンスポーツ研究 3A	2	秋	1	E1806 シーズンスポーツ研究 3B	2	秋

10. 総合教育関連科目

- ・「教養原論」A・Bは学問諸分野の基礎的な技能を習得するための演習的科目である。
- ・「ワークキャンプ」A・Bは実習体験型の科目であり、その実施時期や授業形態について特別な条件が付されている。
- ・履修に際しては、シラバスを参照すること。
- ・「ボランティア実習」101・201は夏季集中で行われる実習体験型の科目であり、その実施時期や授業形態については特別な条件が付されている。
- ・「ボランティア特別研究」101～202は「ボランティア実習」101・201の事前研修を行う科目である。
- ・「アカデミックリテラシー研究」はレポート・論文書法のための演習的科目である（政治学科生は「アカデミックリテラシー研究」1・2は履修できない）。

配当年次	科目名	単位数	開講学期	配当年次	科目名	単位数	開講学期
1	E1901 教養原論 A	2	春	1	E1902 教養原論 B	2	秋
1	E1911 野外地域研究 A	2		1	E1912 野外地域研究 B	2	
1	E1921 ワークキャンプ A	2		1	E1922 ワークキャンプ B	2	
2	E2931 ボランティア実習 101	2		2	E2932 ボランティア実習 201	2	
1	E1941 ボランティア特別研究 101	2	秋	2	E2942 ボランティア特別研究 102	2	春
1	E1943 ボランティア特別研究 201	2	秋	2	E2944 ボランティア特別研究 202	2	春
1	E1951 アカデミックリテラシー研究 1	2	春または秋	1	E1952 アカデミックリテラシー研究 2	2	春または秋
1	E1953 アカデミックリテラシー研究 3	2	春または秋				

[H 群科目]

2年次または3年次配当の発展的科目。演習形式を中心とする。

※A・Bは独立した科目であるが、同一曜時限の同一担当者のクラスを履修することとし、同一曜時限に複数クラスが開講されている場合にも、いずれか1クラスを定めて履修するものとする。

※「リサーチ&プレゼンテーション」はそれぞれボランティア実習、短期留学、長期留学を目指す学生のために、実習、留学で特に力を入れたい点について特化して学習するプログラムである。留学・実習時期によっては、Aを秋学期、Bを春学期に開講することもある。履修に関しては担当教員の許可を得ることが必要である。

配当年次	科目名	単位数	開講学期	配当年次	科目名	単位数	開講学期
2	H2011 リサーチ&プレゼンテーション 1A (注1)	2	春	2	H2012 リサーチ&プレゼンテーション 1B (注1)	2	秋
2	H2021 リサーチ&プレゼンテーション 2A (注2)	2	春	2	H2022 リサーチ&プレゼンテーション 2B (注2)	2	秋
2	H2031 リサーチ&プレゼンテーション 3A (注3)	2	春	2	H2032 リサーチ&プレゼンテーション 3B (注3)	2	秋
2	H2041 リサーチ&プレゼンテーション 4A (注4)	2	春	2	H2042 リサーチ&プレゼンテーション 4B (注4)	2	秋
2	H2051 リサーチ&プレゼンテーション 5A (注5)	2	春	2	H2052 リサーチ&プレゼンテーション 5B (注5)	2	秋
3	H3011 アジア・日本研究 A (注6)	2	春	3	H3012 アジア・日本研究 B (注6)	2	秋
3	H3021 ヨーロッパ文化圏研究 A (注6)	2	春	3	H3022 ヨーロッパ文化圏研究 B (注6)	2	秋
3	H3031 現代科学研究 A (注6)	2	春	3	H3032 現代科学研究 B (注6)	2	秋

(注1) 国内ボランティア実習事前事後研修

(注2) 海外ボランティア実習事前事後研修

(注3) アジア言語圏留学事前事後研修

(注4) ヨーロッパ言語圏留学事前事後研修

(注5) 英語圏留学事前事後研修

(注6) 履修に際しては、『明治学院大学 ホーム塾がイブック』を参照のこと。

[I 群科目]

英語で行われる科目。本学の交換留学生と一緒に学ぶ科目である。

配当年次	科目名	単位数	開講学期
1	I1101～I1106 Japanese Arts and Culture1～6	2	春・秋
1	I1111～I1116 Japanese History1～6	2	春・秋
1	I1121～I1126 Japanese Society1～6	2	春・秋
1	I1131～I1134 Multilingualism and Multiculturalism1～4	2	春・秋
1	I1141～I1144 Current Issues1～4	2	春・秋

※ 履修定員が設定される。

※ 履修に際しては一定の英語力が必要とされる。

※ シラバスを熟読の上、必ず最初の授業に出席して担当教員から履修の許可を得ること。

法律学科

履修計画の立て方

I はじめに

法学部法律学科では、学科科目だけで140を超える科目を提供している。これらの科目から段階的・系統的に法律学を修得できるよう、学科科目群による必修・選択必修制を導入している。これは、学生各自の個性と自主性を認めた上で、法律学を学んだと法律学科が認めるミニマムであり、学生各自が自分にあった履修計画を立てることが必要である。

以下、法律学科科目の構成の説明(Ⅱ)、将来の進路・関心に応じた履修の考え方、履修を勧める科目等(Ⅲ)を示す。参考とされたい。なお、卒業要件の充足については、各入学年度ごとの「履修の方法」、「科目一覧」(本履修要項に掲載)等を熟読し、各自の責任で注意しなければならない。

Ⅱ 法律科目の科目構成

1. 法律分野の概観

実定法分野(我が国で現実に施行されている法律を研究する分野。これに対し、法律の歴史・思想・哲学的考察、外国の法律等を研究する分野を「基礎法分野」という)は、伝統的法律学の分類では、公法分野、民法分野、刑事法分野に分かれる。

公法分野は、国家の組織・作用、国家・行政機関と市民との権利義務関係を扱う法分野であり、憲法を基本として、行政法、租税法などが中心をなしている。

民法分野は、私人間(個人間、個人と企業、企業間など)の権利義務関係を扱う法分野であり、最終的に民事裁判による紛争解決が予定されている。民法が基本法であり、商人(主に企業)に関する特別法である商法、労働関係の特別法である労働法、裁判による権利の実現を保障する民事訴訟法などがその中心をなしている。

刑事法分野は、犯罪と刑罰について扱う法分野であり、国が犯罪被疑者を訴追する刑事裁判をその中心舞台としている。基本的な犯罪類型と犯罪と刑罰の原則を定めた刑法が基本科目であり、刑事手続きのルールを定めた刑事訴訟法、犯罪者の処遇や犯罪抑止のための施策を検討する刑事政策などがその中心をなしている。

法律分野の分類(概念図)

法律分野	基礎法分野	法律の歴史・思想・哲学的考察・社会学的考察	
		外国法	
	実定法分野	公法分野	国家、国民の権利、行政活動
		民法分野	民事裁判、財産・取引・生活
刑事法分野		刑事裁判、犯罪・社会防衛	

2. 明治学院大学法律学科の科目構成

① 実定法の段階的学習

明治学院大学法律学科のカリキュラムは、公法、民事法、刑事法の実定法3分野を系統的に、

導入→基礎→基本→発展・定着

と段階を追って学べるよう、構成されている。

導入：社会や法律についての知識がない1年生に、法律が対象とする社会事象と法律の機能について基本的な知識と考え方に触れてもらう段階である。公法分野では憲法1の導入部分、民事法では民事法入門、刑事法では刑事法入門がこの段階に当たる。また、法律学一般の基本概念について学ぶ法学の基礎、1年生向けのゼミである法学基礎演習(2014年度まで開講)も導入段階に位置づけられる。

基礎：法律学は体系的な学問である。一般的、基本的法律分野の知識・考え方を基礎・前提として、個別的、具体的法律分野が組み立てられている。従って、どのような分野に重点をおいて学ぶにせよ、法律を学ぶ上で必ず学んでおくべき基礎的事項がある。このような法律学の核に当たると考えられる科目を法律学科では、必修科目として単位修得を義務づけている。

基本：基本六法(憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法)と行政法は、伝統的に法学部で中心科目として講じられてきた科目であり、法曹(裁判官、弁護士、検察官)、行政官に必須の知識と長い間理解されてきた。社会が複雑化した現在においても、これらの科目は、重要な法分野であり、特に法科大学院に進学して法曹をめざす者には、必ず習得しなければならない必須科目である。さらに、発展的法分野の基本であり、各系統ごとに発展的法分野を理解するには、その系統の基本法理解が必要となる。このような観点から、基本六法と行政法を基本科目とし、さらにその内部での学習上効率上の順序、社会における重要性、発展科目での必要性から、必修科目、A～C群に整理し、それぞれ要求単位を設けている。要求単位を充たしながら各自が履修計画を立てることで基本科目の効率的習得、及び発展的科目の前提知識を得ることが可能となる。

発展：国際問題、財政制度、労働問題、企業取引、消費者取引、環境問題など具体的問題を対象とした発展的法分野を、法律学科では数多くかつ系統的に配置し、D群、E群に整理している。個人の進路・関心にあわせて履修することを想定している。発展的法分野を学ぶ意義は、第一に現代の社会問題に法律学が与えている解決策とその限界を学ぶことで実践的な知識と思考方法を身につける点にある。さらに、具体的個別的な分野での問題を検討することで、憲法、行政法、民法、商法、刑法などの基本法で学んだ制度あるいは論点の機能や意味が理解できるという効果がある。

定着：基本科目の定着を目的として、2年次に2年次演習(2015年度まで開講)、3、4年次に公法、民事法、刑事法各分野の特講・演習を設けている。法科大学院進学をはじめとして基本法分野の徹底的理解と高いレベルの議論を必要とする者は積極的に各分野の特講・演習を活用すべきである。

《段階的学習の概念図》

→は科目の関連性を示すもので履修の前後は、「法律学科科目群別科目一覧（配当年次毎）」参照

導入	基礎	基本	発展	定着
入門科目 1年前期	必修科目 1年後期 ～3年前期	A・B・C群 1年後期～3年	D・E群 主に3年次以降	
	憲法 1-1・1-2 →	憲法2-1・2-2 → 行政法1-1・1-2 → 行政法2-1・2-2	国際法 1・2 → 国際環境法 地方自治法 → 公務員法 租税法 1・2 → 法人税法 1・2 消費者行政法 環境問題の展開と法 1・2 → 環境政策と法 情報と法	公法特講 ・演習
民事法入門 →	(民法科目) → 民法総則 1・2 債権総論 1・2 物権法 1・2	(民法科目) → (商法科目) → 契約法 1・2 商法総則 不法行為法 商行為法 親族法、相続法 会社法 1・2・3 手形法・小切手法 1・2 有価証券法 1・2	競争法 1・2 労働法 1・2 国際私法、国際取引法 グローバル企業法 現代金融法論 金融商品取引法 知的財産権法 1・2 不動産特別法 消費者取引特別法 1・2・3 倒産法 1・2	民事法特 講・演習
刑事法入門 →	刑法総論 1・2 →	刑法各論 1・2 刑事訴訟法 1・2	経済刑法 刑事政策・犯罪学 法医学	刑事法特 講・演習
法学の基礎 法学基礎演 習(2014年 度まで開 講)				2年次演 習(2015 年度まで 開講)

上記の図は、あくまで概念図である。特にD群、E群は基本科目とのつながりの一例として一部の科目のみ示しているだけである。詳細は、「科目一覧」末尾の「法律学科科目群別科目一覧」を参照されたい。配当学年・系列ごとに（公法、民事法、刑事法の順に）科目を並べてある。

② 科目群の説明

上述のように、明治学院大学法律学科のカリキュラムでは、導入段階としての入門科目、共通の基礎としての必修科目の上に、各自の進路・指向に合わせ、各科目群の要求を充たしながら自由に選択することができる。各科目群ごとに要求単位数を設けたのには、それぞれ理由がある。以下、説明する。

※各科目群に配置されている科目は、「科目一覧」末尾の「法律学科科目群別科目一覧」を参照されたい。

入門科目・必修科目

法律学科では、公法、民事法、刑事法各分野の基本である、憲法、民法、刑法の重要部分の習得を全学生共通の目標としている。この目標達成のため、導入段階として1年次春学期に少人数クラスの民事法入門と刑事法入門を配置、基本的人権を扱う憲法 1-1・1-2、民法の重要部分でありその後の民事法分野の理解に不可欠な民法総則 1・2、債権総論 1・2、物権法 1・2、犯罪と刑罰の原則を学ぶ刑法総論 1・2を必修としている。各自の学びの方向性や進路を問わず、法と社会の問題を考える素材と基本的視座として、必要最小限の知識と思考の場を与える科目と考えるからである。

A 群：行政法と商法の基本科目から 12 単位以上

実社会において法学部出身者に求められる基本的知識は、公法では行政法、民事法では、民商法（民法・商法の総称）である。進路別に表現すれば、公務員には行政法、企業活動の分野では民商法の基本的理解の上に様々な法的問題の解決がもとめられる。また行政法は、多くの公務員試験で比重の高い試験科目でもある。このような重要性に鑑みて、これらの分野から、進路や指向に合わせて一定数以上の科目を履修することを求めている。また、行政法は、公法分野の発展的科目、商法は、民事法分野の発展的科目の前提知識となっていることが多い。

B 群：民事訴訟法、刑事訴訟法から 4 単位以上

法律問題の終局的解決形態が裁判である以上、裁判手続きの基本について学んでおく必要があると考え、少なくとも民事、刑事いずれかの訴訟法の履修を要求している。両科目とも司法試験の受験科目である。

C 群：基本六法に属する基本科目のうち必修、A・B 群以外の科目から 10 単位以上

基本六法（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法）のうち、必修・A 群・B 群に加え、各自の志向に合わせていくつか学んでおくべきだと考え、要求している。必修、A・B・C 群で司法試験の必須部分の試験範囲となる。

D 群：国際法分野、社会経済法分野、倒産法から 8 単位以上

基本六法より具体的な社会的問題を対象にした法分野であり、独自の法分野としてそれぞれ基本六法とは異なる方法論及び思考方法を必要とする。各自の進路や指向に合わせていくつか学んでおくべきだと考え、要求している。国際法 1・2 は、E 群に配置されている国際関係の個別法分野（国際環境法など）の前提知識となっている。なお、この群の科目は、司法試験の「選択科目」に属するものが多い。

E 群：発展的・先端的分野、基本科目の特講・演習から 12 単位

現代社会で解決を迫られている諸問題に対応した発展的・先端的法分野の科目、及び基本六法の定着・発展を目的とした各分野の特講・演習科目を配置した。基本科目の実力をつけたい者は、特講・演習科目を中心に履修し、より現実的な問題に関心がある者は、その興味や進路にあわせて特定分野の科目を集中的に履修することもできる。環境法分野、消費者法分野においては、各分野ごとに段階的に履修していくことも可能なカリキュラム構成となっている。企業法務上重要な科目も数多く配置してある。

F 群：基礎法・外国法分野から 4 単位

実定法とは異なる視点から法律と社会を見つめる視座を持つことは、きわめて重要である。このような観点から法律の歴史・思想・哲学的考察、ないし外国法を少なくとも一分野は学ぶべきだと考え、要求している。また、英米法、EU 法などは、国際化社会において重要度が高く、企業法務の分野などでは学ぶ意義が大きいといえる。

G 群：演習、講読、特講科目・選択科目

大学での教育の本体は、3 年次以降の「演習」（ゼミナール）にあると言っても過言ではない。学生各自が自分で専門科目と担当教員を希望し、学生間、学生と教員とのコミュニケーションにより学びを深めていく場は得難いものである。必修科目ではないが、将来の進路設計と関連させて、自主性に基づきできる限り、演習に参加するべきである。法学基礎演習（2014 年度まで開講）は、大学での法律学の勉強の仕方の基本的訓練を目的とした 1 年次の少人数クラスの演習である。できる限り履修すべきである。入門科目と同様、原則 1 年次春学期に一度限りしか履修できない。2 年次演習（2015 年度まで開講）は、基本科目（特に必修科目、A 群～C 群の基本科目および外国法）の定着を目的とした少人数クラスの演習である。

原典講読は、外国語文献を読む科目であり、研究者養成大学院への進学等を考えている者や外国法を深く学んでみたい者に履修を勧めたい。法律学特講は、通常の授業では扱わない法律問題や特定の法律問題を深く検討する目的で設けられている科目であり、年度ごとにテーマ・担当者が異なる。年度ごとの講義要項を参考とし、興味に応じて履修すべきである。

H 群：キャリア形成支援関連科目・選択科目

自分自身の卒業後の進路選択の参考としてもらう観点から、学生のキャリア形成を支援する科目を配置している。

Ⅲ 進路・志向ごとのアドバイス

(一般的注意)

以下では、①法科大学院進学、法律資格をめざす者、②公務員をめざす者、③企業活動分野をめざす者の3つに分けて、履修計画上のアドバイスを与える。これは、コース制ではなく、各自が履修計画を立てる際のガイドにすぎない。各自の個性や進路にあわせてバリエーションが生じるのが当然であり、将来進路志望の変更にあわせて、それぞれのアドバイスを参考にしてほしい。

1年次に民事法入門、刑事法入門、法学の基礎をしっかりと履修し、必修科目についても配当年次にきちんと習得することは、どの進路をとるにせよ大切なことなので、強調しておく。

アドバイスでは、原則、F群、G群、関連部門の科目にはふれていない。上記Ⅱ2.「明治学院法律学科の科目構成」の説明、及びシラバスを参照し、履修計画に組み込むこと。特に、演習への積極的参加、法学基礎演習(2014年度まで開講)・2年次演習(2015年度まで開講)の活用は、共通して重要であることを強調しておく。

1. 法科大学院へ進学し、法曹(裁判官、検察官、弁護士)をめざす者、司法書士、行政書士など法律資格の取得をめざす者

a) 法科大学院進学をめざす者

法科大学院を中心とした新しい法曹養成制度が始まった。法科大学院では、短期間に基本から発展までの法律科目、職業専門科目の習得、司法試験合格のための学習をこなさなければならない。そのためには、学部の段階で基本科目の徹底した学習と法律問題を主体的に考える訓練を積んでおく必要がある。

・司法試験の範囲として、入門、基礎演習、必修科目以外に次の科目は、必ず履修すべきである。

A群：行政法1-1-1-2、行政法2-1-2-2、商法総則、商行為法、会社法1・2・3、手形法・小切手法1・2

B群：民事訴訟法1・2、刑事訴訟法1・2

C群：憲法2-1・2-2、契約法1・2、不法行為法、親族法、相続法、民事執行法1・2、刑法各論1・2

D群：裁判官及び弁護士志望の場合は、倒産法1・2の双方かいずれか一科目

・基本科目の定着と思考の鍛錬をはかるため次のような科目の活用を勧める。

E群：公法特講・演習、民事法特講・演習、刑事法特講・演習

G群：法学基礎演習(2014年度まで開講)、2年次演習(2015年度まで開講)

・自分が法曹になる目的を考える意味で、現実の社会に起きている法律問題を考える発展的・先端的分野(D群、E群)も興味にあわせて履修しておくことを勧める。たとえば、検察官や刑事弁護活動に興味があれば、刑事政策、犯罪学、法医学、企業を巡る民事事件に興味があれば、後述する企業活動関連の科目、公益的弁護活動に興味があれば、消費者法分野、環境法分野、高齢社会と法、社会保障法などの履修が望ましい。

*法科大学院への進学については、各法科大学院のHP、募集要項等で選抜方法・受験科目等を確認すること。

	1年次		2年次		3, 4年次
入門・必修	憲法 1-1 民法法入門 刑事法入門 法学の基礎	憲法 1-2 民法総則 1	民法総則 2 債権総論 1 刑法総論 1	物権法 1 債権総論 2 刑法総論 2	物権法 2
A群			行政法 1-1 商法総則	行政法 1-2 商行為法 会社法 1	行政法 2-1・2-2 会社法 2・3 手形法・小切手法 1・2
B群					民事訴訟法 1・2 刑事訴訟法 1・2
C群		契約法 1 刑法各論 1	憲法 2-1 親族法	憲法 2-2	契約法 2、不法行為法 相続法、民事執行法 1・2 刑法各論 2
D群			(国際法 1-1・1-2)		倒産法 1・2 + 任意の 2 科目以上
E群	発展科目から志向に合わせて				公法特講・演習 民事法特講・演習 刑事法特講・演習 発展科目から志向に合わせて
F群			任意の 2 科目以上		
G群	法学基礎演習 (2014 年度 まで開講)		2 年次演習 (2015 年度ま で開講) (法情報処理 (2014 年度 まで開講))		演習 演習 II

(注) この図表は、卒業に必要な科目を示すものではない。あくまで、履修計画を立てる際のアドバイスを可視的にしたもの
のにすぎず、上記の文章を参考に各自履修計画を立てること。

b) 司法書士、行政書士など法律資格の取得をめざす者

・各自の志望する資格試験の試験科目を確認した上で、上記 a) 法科大学院をめざす者で挙げた A 群～C 群の科目を中心に、必要に応じて履修することを勧める。また、司法書士であれば、不動産特別法、消費者取引特別法、行政書士であればこれに加えて労働法、地方自治法などが、実務について際に有益な科目であろう。資格取得後どのような活動をするのかを考え、履修科目を選定することを勧める。

c) 研究者志望の者

・研究者志望の者は、上記 a) 法科大学院を目指す者で挙げた科目を参考に基本法分野を履修することに加え、F 群の法哲学、西洋法制史、いずれかの外国法、G 群の原典講読を履修すべきである。どのような法分野を専攻するにせよ、研究者にとって共通の法教養として、我が国の現行制度を相対化するツールとして必要不可欠な科目である。法学分野での学界では、外国法研究能力が研究者の基本能力として求められ、研究者養成大学院入試では、一般に外国語が課される。少なくとも一言語 (英・独・仏) についてしっかりと読解基礎能力を学部段階で身につけることが肝要である。また、自分が学びたい分野に近い教員のゼミ (演習) に所属し、卒業論文を作成することが望ましい。進学の是非、進学先については、分野によって研究環境等事情が異なるので担当教員によく相談すべきである。

2. 公務員をめざす者、公益的活動をめざす者

a) 公務員をめざす者

・国家公務員、地方公務員といっても、一般行政職、裁判所事務官、警察官などにより試験科目が異なり、それにより履修すべき科目も異なってくる。共通していえることは、どの試験も法律科目以外の教養試験があり、各自対策が必要である。ここでは、一般行政職を目指す者を中心に記述し、各職種ごとに必要な補足をとする。

・入門、基礎演習、必修科目以外に、以下の科目の履修を勧める。法律科目の試験は、行政法、民法を中心に出题されるので、全分野をしっかりと学んでおくべきである。行政法に限らず、公務員が扱う事務は、基本的法律分野の正確な理解が必要とされることが多い。

A群：行政法 1-1・1-2、行政法 2-1・2-2、任意の商法科目 4 単位以上

B群：民事訴訟法 1・2

C群：憲法 2-1・2-2、契約法 1・2、不法行為法、親族法、相続法、民事執行法 1・2、刑法各論 1・2

D群：労働法 1・2、租税法 1・2 等を中心に興味に応じて。

E群：地方自治法、公務員法。このほか、政策課題に注目した科目を数多く履修することを勧める。

(消費者問題と法、消費者行政法、高齢社会と法、社会保障法、環境問題の展開と法、環境政策と法、ワイン法など)

・裁判所事務官を志望する者は、B群で刑事訴訟法 1・2 も履修するべきであろう。警察官志望の者は、民事訴訟法 1・2 に替えて刑事訴訟法 1・2 を履修し、E群で経済刑法、刑事政策、犯罪学、法医学など、刑事法関係の科目を中心に履修することを勧める。国税専門官を志望する者は、D群の租税法 1・2、E群の法人税法 1・2 を履修するべきであろう。

	1 年次		2 年次		3, 4 年次
入門・必修	憲法 1-1 民法入門 刑事法入門 法学の基礎	憲法 1-2 民法総則 1	民法総則 2 債権総論 1 刑法総論 1	物権法 1 債権総論 2 刑法総論 2	物権法 2
A 群			行政法 1-1 (商法総則)	行政法 1-2 (商行為法) (会社法 1)	行政法 2-1・2-2 (会社法 2・3、手形法・小切手法 1・2)
B 群					民事訴訟法 1・2 (警察官志望の場合、刑事訴訟法 1・2)
C 群		契約法 1 刑法各論 1	憲法 2-1 憲法 2-2 親族法		契約法 2、不法行為法 相続法、民事執行法 1・2 刑法各論 2
D 群			(国際法 1-1・1-2)		労働法 1・2、租税法 1・2 (競争法 1・2、国際法 2-1・2-2 など)
E 群	発展科目から志向に合わせて (消費者問題と法、消費者行政法、高齢社会と法、環境問題の展開と法 1・2 など)				地方自治法、公務員法、 発展科目から志向に合わせて (社会保障法、環境政策と法など。警察官志望の場合、経済刑法、刑事政策、犯罪学、法医学 1・2)
F 群			任意の 2 科目以上		
G 群	法学基礎演習 (2014 年度 まで開講)		2 年次演習 (2015 年度ま で開講) (法情報処理 (2014 年度 まで開講))		演習 演習 II

(注) この図表は、卒業に必要な科目を示すものではない。あくまで、履修計画を立てる際のアドバイスを可視的にしたものにすぎず、上記の文章を参考に各自履修計画を立てること。

b) 公益的活動をめざす者

社会福祉、環境保護、各種の人権擁護運動などの公益的活動は、ただ思いだけではその活動を継続し効果を上げることができない。組織の継続的運営、行政との交渉、実効性ある戦略などのために法的知識・技術、法的思考が力のひとつとして必要となる。このような分野で法律家として活動するためには、行政活動に関する法律、特定の政策課題についての正確な法知識、民事訴訟・行政訴訟へのアクセス方法、組織運営に関する基本的法律関係を身につけておくことが望ましい。このような観点から、上記 a) 公務員をめざす者で挙げたモデルを基本にして、①憲法 2-1・2-2、行政法 1-1・1-2、行政法 2-1・2-2、地方自治法を軸とした行政活動に関する法律、②環境法分野、消費者法分野、高齢社会と法、社会保障法、ワイン法などの特定政策課題を扱う科目、③会社法 1・2・3、労働法 1・2、租税法 1・2、法人税法 1・2 など組織運営に必要な科目、④民事訴訟法 1・2 を自らの関心、必要性にあわせて履修することを勧める。共通科目・関連部門科目の履修や卒業単位以外の学習・体験により、関心ある分野の問題状況、社会的事実を知り、洞察を深める努力を大学時代に重ねておくことが大切である。

3. 企業法務、一般企業への就職、起業等、企業活動分野をめざす者

法律による企業統治、企業の法令遵守（コンプライアンス）等、企業活動における法律の役割の拡大を示す理念が唱えられて久しい。企業間の合併を巡る法律紛争や企業と従業員の著作権帰属を巡る裁判などだけでなく、有名企業が法令違反の決算手続・報告書開示によって経営者の退陣、グループ企業の売却など企業の存続を危うくする事態を招いて社会問題化している事例をみても、企業活動に関する法律の重要性が理解できる。企業法務の専門家として企業の法務部等で活動する者はもちろん、今後一般企業で従業員として活動する者、自ら起業しようと志す者にとって、企業活動に関する法律知識は、不可欠の能力となっている。

・入門、基礎演習、必修科目以外に、次の科目の履修を勧める。

A群：商法総則、商行為法、会社法 1・2・3、有価証券法 1・2

B群：民事訴訟法 1・2

C群：契約法 1・2、不法行為法、民事執行法 1・2

D群：倒産法 1・2、国際私法、国際取引法、競争法 1・2、知的財産権法 1・2、労働法 1・2、租税法 1・2 などから興味に応じてなるべく多く履修することを勧める。（下記参照）

E群：法人税法 1・2、金融商品取引法、グローバル企業法、現代金融法論、法律英語演習、不動産特別法、信託法、保険法、海商法、ワイン法など、企業活動に関連する科目から自分の興味、志望する企業の分野・業態に応じて数多く科目を履修することを勧める。企業のリスク管理の視点から、環境問題の展開と法 1・2、環境政策と法などの環境法分野、消費者取引特別法 1・2・3、消費者行政法などの消費者法分野の知識により、他大学出身者にはない付加価値をつけることも可能である。（下記参照）

F群：英米法 2-1・2-2、EU法は、国際化した取引社会で重要な経済地域の法律であり、いずれかあるいは両方の履修を勧める。なお、英米法 2-1・2-2 は、英米法 1-1・1-2 の知識に依存する場合があるので講義要項等を注意すること。

H群：読売キャリア形成講座

・企業活動の各場面（取引、組織・管理、金融）に応じて民事法分野の科目は、次のような段階的整理が可能である。進路・関心に応じて重点的に、またはバランスよく学ぶ参考とされたい。

取引に関する法

契約一般に関するルール → 企業取引（商人間）に関するルール → 各取引分野に関する科目

《民法》

「民法総則 1・2」

「債権総論 1・2」

「契約法 1・2」

《商法》

「商法総則」

「商行為法」

「国際取引法」「国際私法」

「海商法」「保険法」

「信託法」

「知的財産権法」

「金融商品取引法」

「消費者取引特別法 1・2・3」
「不動産特別法」「ワイン法」
「競争法 1・2」
「民事執行法 1・2」
「英米法 2-1・2-2」
「法律英語演習」「EU 法」

企業組織・管理に関する法

法人論・公益法人・非営利法人 → 企業組織に関する法 → 企業管理に関する法
「民法総則 2」 「会社法 1・2・3」 「租税法 1・2」 → 「法人税法 1・2」
「競争法 1・2」 「労働法 1・2」
「グローバル企業法」 「倒産法 1・2」
「リスク管理と制度設計」
「経済刑法」

金融に関する法

民法上の金融取引法 → 有価証券による金融取引法 → 金融をめぐる法
「債権総論 2」 「有価証券法 1・2」 「金融商品取引法」
「物権法 2」 「手形法・小切手法 1・2」 「現代金融法論」
「保険法」「信託法」
「民事執行法 1・2」
「倒産法 1・2」

	1 年次		2 年次		3, 4 年次
入門・必修	憲法 1-1 民法法入門 刑事法入門 法学の基礎	憲法 1-2 民法総則 1	民法総則 2 債権総論 1 刑法総論 1	物権法 1 債権総論 2 刑法総論 2	物権法 2
A 群			商法総則	商行為法 会社法 1	会社法 2・3 有価証券法 1・2 (手形法・小切手法 1・2)
B 群					民事訴訟法 1・2
C 群		契約法 1 刑法各論 1	(親族法)		契約法 2、不法行為法 民事執行法 1・2、(相続法) (刑法各論 2)
D 群			(国際法 1-1・1-2)		倒産法 1・2、租税法 1・2、労働法 1・2、国際私法、国際取引法 競争法 1・2、知的財産権法 1・2 から できる限り多く
E 群	消費者問題と法		消費者取引特別法 1 消費者行政法 (環境問題の展開と法 1・2)		法人税法 1・2、金融商品取引法、グローバル企業法、リスク管理と制度設計、現代金融法論、法律英語演習、不動産特別法、信託法、保険法、海商法、ワイン法、経済刑法、消費者取引特別法 2・3、環境政策と法などから関心に応じて
F 群					英米法 2-1・2-2、EU 法、
G 群	法学基礎演習(2014 年度まで開講)		(2 年次演習(2015 年度まで開講)) (法情報処理(2014 年度まで開講))		演習 演習 II
H 群					読売キャリア形成講座

(注) この図表は、卒業に必要な科目を示すものではない。あくまで、履修計画を立てる際のアドバイスを可視的にしたものにすぎず、上記の文章を参考に各自履修計画を立てること。

【学習自己管理カルテ】

専門科目を体系的に学ぶためには、学習のノウハウとスキルを身につけた上で、基礎的な科目・事項について不得意なものがあれば早めに克服する一方、関心のある科目・テーマについてはその理解を拡大・深化させていく必要がある。そのためには、学習のノウハウ・スキルがどの程度身につけているかを確認するとともに、学習の成果を自己診断し、科目ごと・テーマごとに理解の程度を把握しておくことが望ましい。そこで、科目別とスキル別の学習自己管理カルテを巻末に掲載したので、自分の実力を測定する手段の1つとして利用してほしい。学習自己管理カルテは、法学部ホームページの「法学部について＞FDへの取り組み」からもダウンロードできる。

科目別の学習自己管理カルテは、学習の記録のみならず、定期試験対策・得意不得意なテーマの整理、興味深いテーマの抽出などに活用してほしい。

スキル別の学習自己管理カルテは、法学部の学生として身につけておくべき学習上のスキルをまとめたものである。学年末に5段階で自己評価してほしい。

2014年度生

履修の方法

【卒業に必要な科目と単位】

科目大区分	科目内区分	履修の上限と下限	合計
明治学院共通科目	・キリスト教基本科目 「キリスト教の基礎A・B」各2単位必修	2科目4単位	(*5) 24単位以上
	・外国語科目 「英語コミュニケーション1 A・B、2 A・B」必修4単位(*1) 選択必修科目(*2) 8単位 選択科目(*3)	12単位以上 20単位以下 (外国人留学生は 8単位以上20単位以下)	
	「コンピューターリテラシー1・2」(各2単位)のうち、 2単位選択必修(*4)	1科目2単位	
	D群～I群 選択 ※D群の「健康・スポーツ科学系科目」とE群の「健康・ スポーツ科学関連科目」については合わせて8単位まで 卒業要件となる。		
学科科目	必修 10科目20単位 選択必修 50単位以上 選択 任意の単位数を修得 (ただし、関連部門の科目については、 24単位以下に限る。)		(*6) 84単位以上
			(*7) 130単位

- * 1 外国人留学生は、「日本語1 A・B、2 A・B」4単位が必修となる。
- * 2 外国語の選択必修科目として、
C群1年次配当のフランス語・中国語・ドイツ語・スペイン語・ロシア語・韓国語の中から1言語を選択し、「〇〇語1 A・B、2 A・B」4単位
および
①E群2年次配当の「英語研究1 A・B、2 A・B」から4単位
②第2外国語と同一のE群2年次配当の「〇〇語研究1 A・B、2 A・B」から4単位
の①または②のいずれかを選択し、合計8単位を修得する必要がある。
(外国人留学生は、C群1年次配当の日本語以外の1言語もしくはE群の「日本語研究1 A・B、2 A・B、3 A・B」から4単位を選択必修とする)
- * 3 選択必修に加え、さらに自由に8単位まで外国語科目を選択履修することができる(外国人留学生については12単位)。ただし、外国語科目は卒業要件として20単位までしか算入されないため、履修の条件に注意すること。
- * 4 入学時に中級以上の技能を有する学生については、E群科目「コンピューターリテラシー研究」1 A・B、2 A・Bから2単位を修得することにより、必修の2単位に振り替えることができる。
- * 5 要求されている必修科目、選択必修科目を含み、かつ、法律学科が指定している明治学院共通科目中の

選択科目を履修制限の範囲内で自由に選択して、24単位以上の要件を満たせばよい。

* 6 要求されている必修科目、選択必修科目を含み、かつ、選択必修科目及び選択科目の中から履修制限の範囲内で自由に選択して、84単位以上の要件を満たせばよい。

* 7 明治学院共通科目24単位と学科科目84単位を修得しただけでは卒業要件単位の130単位に足りず、さらに22単位を修得しなければならない。この単位については、明治学院共通科目及び学科科目の中から履修の上限の範囲で自由に選択することができる。

(注1) 法律学科の授業科目（後掲「授業科目一覧」参照）以外の授業科目とその単位は、履修し単位を修得しても、上記の法律学科の卒業要件に必要な単位として認定されない。

(注2) 学科科目の内訳を下記に記す。（なお、卒業要件となる学科科目は、後掲「法律学科科目部門別一覧」を参照すること）

(1) 必修科目 10科目20単位

憲法1-1・1-2（各2単位）、民法総則1・2（各2単位）、債権総論1・2（各2単位）、物権法1・2（各2単位）、刑法総論1・2（各2単位）

(2) 選択必修科目 50単位以上

以下のA～Fの各科目群ごとの最低要求単位数を充たす必要がある。各科目群の配当科目及び履修方法については、後掲「授業科目一覧」を参照すること。

A群 12単位以上

B群 4単位以上

C群 10単位以上

D群 8単位以上

E群 12単位以上

F群 4単位以上

(3) 選択科目

入門科目群、G群・H群及び関連部門の科目は、選択科目である。必修科目、選択必修科目とは別に学科科目として卒業単位の算入できる。

①関連部門の科目からは、24単位まで卒業単位の算入される。

②入門科目群、G群・H群の科目からは、卒業単位の算入上限はない。

③A～F群の最低要求単位数を超えて履修した科目については、選択科目分として卒業単位の算入できる。この場合算入上限はない。

【重複履修の禁止】

特に規定のある場合を除き同一授業科目を重複履修すること、ないしは規定単位以上を履修することは認めない。

【履修校地】

- 履修校地は、1・2年次を横浜校舎、3・4年次を白金校舎とする。
- 3年次以上の学生で、後掲の【法律学科生の進級・在学に関する規則】の「2」に該当する者は、3・4年次配当のすべての白金校舎開講科目の履修が認められない。
- 成績優秀者の履修については、後掲【成績優秀者の特則】の項を参照すること。

【年間履修単位数制限】

□1年間に履修できる単位数に制限がある。

1年次生	限度・48単位
2年次生	限度・48単位
3年次生	限度・48単位
4年次生以上	限度・48単位（注）

（注）4年次生以上については、学部長がやむを得ないと判断した場合に限り、制限を緩和することがある。

この場合の緩和基準は次のとおりである。

- a 「学部長がやむを得ないと判断した場合」とは、病気、けが等で修学が困難であった場合又は経済的事情により修学が困難であった場合をいい、その判定に当たっては、学科主任が当該学生と面接等によって得た情報により判断する。
- b 年間48単位超の超過履修については、あくまで卒業見込みが立つことを前提とする。したがって、超過履修は現実的に当該学生が修得可能な単位までとし、4年次生の履修単位数は**原則として64単位**を限度とする。具体的な単位数は、学科主任が学生との面接等を行った結果を踏まえ、これを認定する。なお、認定後の履修登録にあたっては学科主任と教務課でこれを協議する。
- c 超過履修についての学生からの申し込みは、各学期のWeb履修登録期間終了時までとし、各年度内に1回のみとする。Web履修登録期間については、法学部掲示板またはPortHepburnで確認すること。

□災害ボランティアと公共政策1・2の取扱いについて

災害ボランティアと公共政策1・2は、各年次の年間履修単位数制限の対象外とし、上限単位数を超えて履修することができる。

□教職課程科目の取扱いについて

教職免許修得のために履修する「教職に関する科目」と「教科に関する科目（学科科目・教職関連科目の項参照）」は、各年次の年間履修単位数制限を超えて16単位まで履修できる。詳しくは、別冊の教職要項を参照のこと。

□3年次編入生・転学科生の取扱いについて

3年次の履修単位数は、64単位を限度とする。

□法と経営学研究科科目の取扱いについて(2013年度生以降履修可能)

本学大学院「法と経営学研究科」の科目については、3年次秋学期修了時のGPAが2.7以上かつ卒業要件単位の90%以上を修得済の、法と経営学研究科に進学を希望する学生で、法と経営学専攻主任の承認を得た者のみが履修でき、年間履修単位数制限を超えて10単位まで履修することができる。なお、これらの科目は学部の卒業要件としては認められず、大学院の修了要件として認定されるので注意すること。

【履修中止除外科目について】

学修の手引き「7. 履修中止制度」において、履修中止ができない科目 (a) ～ (g) のうち、(g) 各学科において定めている履修中止の申請ができない科目は以下のとおりである。

法学基礎演習(2014年度まで開講)、2年次演習(2015年度まで開講)、読売キャリア形成講座、留学生のための法学・政治学入門

【法律学科生の進級・在学に関する規則】

1. 2年次終了までに21単位以上を修得できない学生については、学則第35条第2号により退学させる。

2. 2年次終了以降

次の(イ)、(ロ)に掲げる科目の合計30単位以上を修得できない学生については、3・4年次配当のすべての白金校舎開講科目の履修を認めない。(在学4年間で卒業できない可能性がある)。

(イ) 明治学院共通科目の合計12単位以上、

(ロ) 学科科目については、以下の科目のうち18単位以上

法学の基礎、民事法入門、刑事法入門、憲法1-1、憲法1-2、憲法2-1、憲法2-2、行政法1-1、行政法1-2、国際法1-1、国際法1-2、民法総則1、民法総則2、契約法1、債権総論1、債権総論2、物権法1、親族法、商法総則、商行為法、会社法1、刑法各論1、刑法総論1、刑法総論2、法哲学1、法哲学2、西洋法制史1、西洋法制史2

ただし、3年次編入生及び転学科生については、3年次に限り、上記(ロ)の条件を適用しない。

なお、この規則の適用は学期ごととする。

3. 在学4年間に「上記2(イ)(ロ)の条件を共に満たし、かつ総計52単位以上を修得する」ことができない学生については、学則第35条第2号により退学させる。

(注1) 卒業に必要な科目の単位数は、上記単位数から除く。

(注2) 1年次終了段階で修得単位が著しく不足する学生については、適当な指導・注意を行う。

(注3) 負傷疾病など、やむを得ない事由により定期試験を受けられなかった学生については、退学処分に関して別途考慮することがある。

【再試験】

4年以上(休学期間を除く)の在学者のうち、卒業年度の成績において学科科目1科目が不合格(D評価に限る)であったために卒業に必要な科目要件と単位数を満たすことができなかった者については、当該1科目に限り試験を再度受ける機会を設ける。該当者の発表は3月の卒業者の発表と同時に行い、試験は3月に実施する。同様に、4年以上(休学期間を除く)の在学者で教務課指定の期限内に9月卒業申請を行った学生についても、卒業年度の春学期の試験において学科科目1科目が不合格(D評価に限る)であったために卒業に必要な科目要件と単位数を満たすことができなかった者については、当該1科目に限り試験を再度受ける機会を設ける。該当者の発表は9月卒業の卒業者の発表と同時に行い、試験は9月に実施する。なお、9月卒業に関する再試験については変更が生じる可能性もあるので、詳細については別途掲示において発表する。

ただし、演習、卒業論文、演習・卒業論文、夏季講座(第2期)科目、春季講座科目、法と経営学研究科科目、教職関連科目および次の科目については再試験を行わない。

経済学概論1・2 経営学原理1・2
証券論1・2 貿易論1・2 経営戦略論1・2 経営組織論1・2

ヒューマン・リソース・マネジメント1・2 財政学1・2 地方財政論1・2
金融論1・2 地域社会論 産業社会学A・B 犯罪社会学
社会人類学A・B コミュニケーション論 都市社会学 暴力の論理学
時事英語A・B 比較成年後見法制 成年後見制度実務 消費者法の実務
フィールドワーク（持続可能な開発および環境保全） リスク管理と制度設計
災害ボランティアと公共政策1・2 Business English A・B
留学生のための法学・政治学入門 キャリアデザイン特講
公法演習 民事法演習 刑事法演習

【成績優秀者の特則】

次の成績優秀者については、以下のとおり特則を定める。

- (1) 1年次終了時の成績において、修得単位数が40単位以上で、かつ成績評価の平均評価値（以下、「GPA」という。）が3.0以上の者については、次のイ.ロ.を認める。
 - イ. 2年次の年間履修単位数制限48単位を解除し、60単位まで履修することを認める。
 - ロ. 2年次の履修において、学科科目（関連部門科目、「演習」、「演習・卒業論文」、「読売キャリア形成講座」を除く）の配当年次は適用せず、上級学年の開講科目も履修可能とする。ただし、履修条件が付された科目は、その条件に従う。
- (2) 2年次終了時の成績において、1年次からの合計修得単位数が70単位以上で、かつGPAが3.0以上の者については、次のイ.ロ.を認める。
 - イ. 3年次の年間履修単位数制限48単位を解除し、60単位まで履修することを認める。
 - ロ. 3年次の履修において、学科科目（「卒業論文」を除く）各科目の配当年次は適用せず、上級学年の開講科目も履修可能とする。ただし、履修条件が付された科目は、その条件に従う。

(注1) 「GPA」とは、科目の単位数に成績評価ごとのポイントで重みをつけ、その総合計を単位数で割った数値である。

詳細は、学修の手引き「成績」3. GPA (Grade Point Average) の項を参照のこと。

(注2) 学科科目以外の科目については、通常と同様の取扱いを原則とする。ただし、学科関連部門科目については、法律学科、消費情報環境法学科、政治学科提供科目についてのみ履修年次制限撤廃の対象とする。

(注3) 修得単位には他大学等で修得した科目の認定単位を含まない。

(注4) この特則は、上記に該当する成績優秀者に特別に履修制限を解除するもので、上記該当者に履修を義務づけるものではない。

なお、上記該当者については3月の成績発表時に大学から通知するとともに、学科において履修説明会を行うものとする。

【卒業論文規格】

日本語で執筆する場合

1. 字数（本文）は、20,000字以上とする。（最終頁に文字数を記載すること。）
2. 目次、参考文献、注（脚注も可）を添付すること。ただし、これらは、本文に含まない。また、頁途中で改頁した分の空白は、字数に数えない。
3. 作品原文の引用（図表等の引用を含む）は、原則として本文全体の3分の1を超えてはならない。
4. 鉛筆書きは不可。ペン書きまたはプリンター等による印字のこと。
5. 大学指定の表紙を使用のこと。
6. 用紙は各形式にかなえば自由とする。
7. 目次の各項目には該当する頁を記載すること。本文の開始を1頁目とし、本文すべてに頁番号を記入すること。

（手書きの場合）

B4版400字詰め原稿用紙を使用し、枚数（本文）は50枚以上で縦書きのこと。

（パソコン・ワードプロセッサ等使用の場合）

A4版用紙を縦に使用し、横書き、1頁縦40行、横40字全角で1,600字を原則とする。ただし、図表・脚注を本文頁に含む場合は、その限りではない。

英語で執筆する場合

1. A4版用紙（用紙自由）を縦に使用し、1枚につき25行、本文は30枚以上50枚以下（図表・脚注を本文頁に含む場合は、その限りではない）。綴じ代部分に余裕を持たせること。
2. 目次、参考文献、注（脚注も可）は、本文に含まない。また、頁途中で改頁した分の空白は、本文に数えない。
3. 作品原文の引用（図表等の引用を含む）は、原則として本文全体の3分の1を超えてはならない。また、引用部分の行間は、他部分より狭く設定すること。
4. パソコン、ワードプロセッサ等を使用すること。
5. 大学指定の表紙を使用のこと。

授業科目一覧

明治学院共通科目

【卒業に必要な科目及び単位】

明治学院共通科目は、要求されている必修科目、選択必修科目を含み、あわせて24単位以上を修得しなければならない。ただし、外国語科目は20単位まで、D群「健康・スポーツ科学系科目」とE群「健康・スポーツ科学関連科目」のうち8単位までが、卒業要件単位に算入され、それを超えるものは算入されない。

【履修上の注意】

明治学院共通科目の授業科目一覧、履修上の注意は、『明治学院共通科目』の章を参照のこと。

学科科目

【卒業に必要な科目及び単位】

学科科目は、必修10科目20単位、選択必修科目50単位を含み、合計84単位以上を修得しなければならない。選択必修科目のうち、50単位を超えて修得した単位は、選択科目として卒業に必要な単位に算入される。

【履修上の注意】

- (1) 学習上、他の科目での教授内容を前提に講義されるため、特定科目の履修済みなし同時履修を強く推奨する科目がある。これらの科目においては、推奨する履修方法に依らない場合は、講義内容の理解及び単位の修得が事実上極めて困難となる可能性がある。後掲「法律学科科目一覧」の注意事項及びシラバスにおける各科目の記載を参照すること。
- (2) 開講学期の区別は、下記の略語を用いて示す。

通	通年科目
学	学期科目（春学期または秋学期開講）
春	春学期科目
秋	秋学期科目

【単位互換制度】

1 単位互換制度の種類

2009年度から、「横浜市内大学間学術・教育交流協議会」への参加による単位互換制度と、「芝浦工業大学デザイン工学部」との単位互換協定による単位互換制度及び2017年度から、「共愛学園前橋国際大学」との単位互換協定による単位互換制度の3つの制度が設置された（単位互換の項を参照）。

2 単位互換制度の履修条件・履修上の一般的注意事項

(1) 対象学年

2009年度生から適用するものとし、対象学年は1～4年次生。

(2) 履修できる科目の範囲および単位数

他大学の提供科目中、本学法学部の「学科科目」（＝専門科目）に相当する科目に限り履修が認められ、本学「明治学院共通科目」（＝教養科目）に相当する科目の履修は認められない。

- ①年間に履修できる単位数 8単位*
- ②通算で履修できる単位数 8単位
- ③卒業要件として認定される単位数 8単位

*年間履修制限単位数の中に含まれる

(3) 卒業要件上の位置付け

他大学で修得した科目の単位は、学科選択科目の一部（関連部門科目）とみなして卒業要件単位に組み入れる。ただし、本学では、教職等の資格要件上の科目には相当しないことに注意を要する。

(4) 履修上の注意

- ① 単位互換制度の利用を希望する者は、各制度の募集要項およびホームページを参照して制度の詳細を理解した上で、他大学で履修できる科目の範囲・単位数および卒業要件上の位置付け等につき、事前に教務課の窓口に出して、学科主任に相談すること。
- ② 本学での履修登録処理に時間を要するため、卒業年次生が本制度による履修科目を卒業要件上の不足単位に当てると、卒業見込証明書の発行時期が大幅に遅れる場合があることに注意を要する。

3 提供科目および単位互換制度の詳細

(1) 「横浜市内大学間学術・教育交流協議会」単位互換制度

提供科目・制度概要の詳細は、「横浜市内大学間学術・教育交流協議会」のホームページおよび募集要項を参照。

(2) 「芝浦工業大学デザイン工学部」単位互換制度

提供科目・制度概要の詳細は、募集要項を参照。

(3) 「共愛学園前橋国際大学」単位互換制度

提供科目・制度概要の詳細は、募集要項を参照。

【授業科目】

法律学科の学科科目は、入門科目、必修科目、A～H群、関連部門からなる。それぞれの科目群は、法律学の段階的理解、系統的学習上の目的から設定されている。以下、各科目群毎の授業科目と注意事項を示す。履修計画をたてる際に参考にすること。

入門科目

1年次での法律学の導入と各分野の基礎の習得を目的とした科目である。入門科目により、他の法律科目を学ぶ際に不可欠な前提知識を共有し、その上に民法、刑法といった基本科目を履修していくことになる。1年次生は、必ず履修することが求められる。ただし、単位の修得は卒業の必修要件ではない。また、原則2年次以降の履修は許されない。

科目名	単位	開講	年次
民事法入門	2	学	1
刑事法入門	2	学	1
法学の基礎	2	学	1

必修科目（20単位全科目必修）

法律学の基本3科目憲法、民法、刑法の中で、法律学を学ぶ上で必ず履修しておくべき科目を指定してある。

科目名	単位	開講	年次	科目名	単位	開講	年次
憲法1-1 (注1)	2	春	1	憲法1-2 (注1)	2	秋	1
民法総則1	2	秋	1	民法総則2	2	春	2
債権総論1	2	春	2	債権総論2	2	秋	2
物権法1	2	秋	2	物権法2	2	春	3
刑法総論1	2	春	2	刑法総論2	2	秋	2

(注1) これらの科目の履修に際しては、1-2は1-1で学んだ知識を前提とした続編としての性格を有するため、再履修の場合を除き、同一年度に1-1と1-2の両方を履修することが望ましい。

A群（12単位以上選択必修）

実社会において重要度の高い基本分野である、行政法分野及び商法分野の基本科目を配置した。各自の志向や進路にあわせて、行政法中心、あるいは商法中心の履修計画をたてることも可能である。

科目名	単位	開講	年次	科目名	単位	開講	年次
行政法1-1 (注1)	2	春	2	行政法1-2 (注1)	2	秋	2
行政法2-1 (注1)	2	春	3	行政法2-2 (注1)	2	秋	3
商法総則	2	学	2				
商行為法	2	学	2				
会社法1 (注2)	2	学	2				
会社法2 (注2)	2	学	3		会社法3 (注2)	2	学
手形法・小切手法1	2	学	3	手形法・小切手法2 (注3)	2	学	3

有価証券法 1 (注1)	2	春	3	有価証券法 2 (注1)	2	秋	3
--------------	---	---	---	--------------	---	---	---

(注1) これらの科目の履修に際しては、2 (1-2, 2-2)、は1 (1-1, 2-1) で学んだ知識を前提とした続編としての性格を有するため、再履修の場合を除き、同一年度に1 (1-1, 2-1) と2 (1-2, 2-2) の両方を履修することが望ましい。

(注2) 会社法1、会社法2、会社法3は、内容的に3科目で1つの法分野を形成しており、2は1の、3は1及び2の教授内容を前提としている。1 2 3の順での履修を強く推奨する。これによらない場合は、講義内容の理解が難しく事実上単位の修得がきわめて困難になる可能性が高いことを指摘しておく。単位認定はそれぞれ独立の科目として行われる。

(注3) 手形法・小切手法2の履修に際しては、手形法・小切手法1を同一年度に履修するか、履修済(単位の修得または未修得を問わない)であることを条件とする。

B群 (4単位以上選択必修)

民事、刑事それぞれの裁判手続きに関する基本科目を配置した。

科目名	単位	開講	年次	科目名	単位	開講	年次
民事訴訟法 1 (注1)	2	春	3	民事訴訟法 2 (注1)	2	秋	3
刑事訴訟法 1 (注1)	2	春	3	刑事訴訟法 2 (注1)	2	秋	3

(注1) これらの科目の履修に際しては、2は1で学んだ知識を前提とした続編としての性格を有するため、再履修の場合を除き、同一年度に1と2の両方を履修することが望ましい。

C群 (10単位以上選択必修)

A群、B群以外の基本六法科目である。必修科目、A～C群で司法試験(法科大学院修了後に受験)の範囲をカバーすることになる(ただし、有価証券法1・2は試験範囲外)。D群以降の科目の基本となる科目が多く、各自の志向・進路にあわせて計画的に履修すべきである。

科目名	単位	開講	年次	科目名	単位	開講	年次
憲法2-1	2	学	2	憲法2-2	2	学	2
契約法 1	2	秋	1	契約法 2	2	春	3
不法行為法	2	学	3				
親族法	2	学	2	相続法	2	学	3
民事執行法 1 (注1)	2	春	3	民事執行法 2 (注1)	2	秋	3
刑法各論 1	2	秋	1	刑法各論 2	2	春	3
家事事件手続法・人事訴訟法	2	学	3				

(注1) これらの科目の履修に際しては、2は1で学んだ知識を前提とした続編としての性格を有するため、再履修の場合を除き、同一年度に1と2の両方を履修することが望ましい。

D群（8単位以上選択必修）

国際法分野、社会経済法分野、及び倒産法を配置した。これらの科目は、基本六法から発展ないし独立した法分野として確立しており、対象とする社会事象に対応してそれぞれ独自の考え方と方法論を発展させている。社会が法律学科卒業生に期待する基本的知識として重要なものが多い。各自の志向と進路にあわせて計画的に履修するべきである。

科目名	単位	開講	年次	科目名	単位	開講	年次
国際法1-1（注1）	2	春	2	国際法1-2（注1）	2	秋	2
国際法2-1（注1）	2	春	3	国際法2-2（注1）	2	秋	3
租税法1	2	学	3	租税法2	2	学	3
倒産法1（注1）	2	春	3	倒産法2（注1）	2	秋	3
国際私法	2	学	3	国際取引法	2	学	3
労働法1（注1）	2	春	3	労働法2（注1）	2	秋	3
競争法1	2	学	3	競争法2	2	学	3
知的財産権法1	2	学	3	知的財産権法2	2	学	3

（注1）これらの科目の履修に際しては、2（1-2, 2-2）は1（1-1, 2-1）で学んだ知識を前提とした続編としての性格を有するため、再履修の場合を除き、同一年度に1（1-1, 2-1）と2（1-2, 2-2）の両方を履修することが望ましい。

E群（12単位以上選択必修）

基本六法の定着・発展を目的とした各分野の特講・演習科目、及び現代社会で解決を迫られている諸問題に対応した発展的・先端的法分野の科目を配置した。基本科目の実力をつけたい者は、特講・演習科目を中心に履修し、より現実的な問題に関心がある者は、その興味や進路にあわせて特定分野の科目を段階的に履修していくことも可能である。企業法務上重要な科目も数多く配置してある。

科目名	単位	開講	年次	科目名	単位	開講	年次
公法特講	2	学	3	公法演習	2	学	3
民事法特講	2	学	3	民事法演習	2	学	3
裁判外紛争解決	2	学	3				
刑事法特講	2	学	3	刑事法演習	2	学	3
環境問題の展開と法1	2	学	2	環境問題の展開と法2	2	学	2
消費者行政法	2	学	2	高齢社会と法	2	学	2
成年後見法制1	2	学	3	成年後見法制2	2	学	3
比較成年後見法制	2	学	3	成年後見制度実務(注1)	2	学	3
超高齢社会の成年後見法	2	学	3	情報と法	2	学	3
地方自治法	2	学	3	公務員法	2	学	3
法人税法1	2	学	3	法人税法2	2	学	3
社会保障法	2	学	3	国際消費者法	2	学	3
環境政策と法	2	学	3	環境科学の展開	2	学	3

科目名	単位	開講	年次	科目名	単位	開講	年次
世界の環境を考える	2	学	3	持続可能な社会に向けて	2	学	3
環境保護と訴訟	2	学	3				
国際環境法 1	2	学	3	国際環境法 2	2	学	3
消費者問題と法	2	学	1	消費者法の実務	2	学	3
消費者取引特別法 1	2	学	2				
消費者取引特別法 2	2	学	3	消費者取引特別法 3	2	学	3
不動産特別法	2	学	3	信託法	2	学	3
保険法	2	学	3	海商法	2	学	3
金融商品取引法	2	学	3	グローバル企業法	2	学	3
ワイン法	2	学	3	現代金融法論 (注2)	2	学	3
金融法実務 (注1)	2	学	3	リスク管理と制度設計	2	学	3
経済刑法	2	学	3	法律英語演習 (注1)	2	学	3
刑事政策	2	学	3	犯罪学	2	学	3
法医学 1	2	学	3	法医学 2	2	学	3
企業会計 1	2	学	3	企業会計 2	2	学	3

(注1) この科目は、2017年度までに廃止された。

(注2) 「金融法実務」の単位を修得済みの者は、この科目を履修することができない。

F群 (4単位以上選択必修)

基礎法、外国法分野の科目を配置した。

科目名	単位	開講	年次	科目名	単位	開講	年次
法哲学 1	2	学	2	法哲学 2	2	学	2
西洋法制史 1	2	学	2	西洋法制史 2	2	学	2
法思想史 1	2	学	3	法思想史 2	2	学	3
法社会学 1	2	学	3	法社会学 2	2	学	3
日本法制史 1	2	学	3	日本法制史 2	2	学	3
近代日本法思想史	2	学	3	比較刑事司法史	2	学	3
比較公法史	2	学	3	私法史概説 (注1)	2	学	3
宗教法 1	2	学	3	宗教法 2	2	学	3
英米法 1-1	2	学	3	英米法 1-2	2	学	3
英米法 2-1	2	学	3	英米法 2-2	2	学	3
EU法	2	学	3				
ドイツ法 1	2	学	3	ドイツ法 2	2	学	3
フランス法 1	2	学	3	フランス法 2	2	学	3
中国法 (注2)	2	学	3				

(注1) この科目は、2020年度以降開講される。

(注2) この科目は、2018年度以降開講される。

G群

演習科目、講読科目と特講科目を配置している。いずれも選択科目である。

法学基礎演習は、大学での法律学の勉強の仕方の基本的訓練、2年次演習は、基本科目の定着を目的とした少人数クラスの演習である。演習は、教員の設定したテーマに従い各専門領域の学習・研究を行う場である。

なお、基礎演習1については、1年次生は必ず履修することが求められる。ただし、単位の修得は卒業の必須条件ではない。

原典講読は、末尾に付された数字（1、2）が同一であっても、それぞれの原典講読の末尾に括弧書きで示された言語名が異なる場合には履修することができ、そこで修得した単位は卒業単位としても認められる。

法律学特講は、末尾に付された数字（1-1、1-2、2、3）が同一であっても、それぞれの法律学特講の末尾に括弧書きで示されたサブタイトルが異なる場合には履修することができ、そこで修得した単位は卒業単位としても認められる。

科目名	単位	開講	年次	科目名	単位	開講	年次
演習 (注1)	4	通	3	留学生のための法学・政治学入門(注5)	2	春	1
演習Ⅱ (注1)	4	通	4				
卒業論文 (注2)	4	通	4	演習・卒業論文(注3)	8	2年間	3・4
原典講読1 (2018年度以降 外国語文献講読1) (注4)	2	学	3	原典講読2 (2018年度以降 外国語文献講読1) (注4)	2	学	3
フィールドワーク (持続可能な開発および 環境保全)	2	学	2				
法律学特講1-1	2	学	3	法律学特講1-2	2	学	3
法律学特講2	2	学	3	法律学特講3	2	学	3

(注1) いわゆるゼミナールで担当者の履修承認を必要とする。手続方法は別途掲示する。

(注2) 卒業論文は、演習が修得済の者に限り履修できる。担当者の履修承認を必要とする。手続方法は別途掲示する。卒業論文の規格については、「卒業論文規格」の頁を参照すること。

(注3) 政治学科開講の演習・卒業論文は、2年間を通ずる科目であって、3年次に履修登録すれば、4年次には教務課で事前登録をする。従って、4年次になってから履修を辞退することは出来ないので熟考の上、履修登録すること。さらに卒業論文を提出し合格しなければ2科目8単位は認められない。なお3年次には0単位4年次に8単位を数える。なお、卒業論文の規格については、「卒業論文規格」の頁を参照すること。

(注4) 原典講読1・2は、英語、フランス語、ドイツ語、中国語の4言語が開講される。

2018年度以降、科目名が外国語文献講読1・2となった。

(注5) 留学生のための法学・政治学入門は留学生向けの科目である。留学生しか履修することができない。留学生については、1年次春学期にこの科目を履修することを強く推奨する。

H群

学生のキャリア形成を支援する科目を配置している。自分自身の卒業後の進路選択の参考としてもらいたい。この科目群に配置されている科目はいずれも選択科目であり、ここで修得した単位は卒業単位としても認められる。

科目名	単位	開講	年次	科目名	単位	開講	年次
読売キャリア形成講座 (注1)	2	春	3	キャリアデザイン特講	2	学	3

(注1) この科目は2017年度をもって廃止された。

関連部門

他学部他学科提供科目で法律学科に開放されている科目である。なお、提供学科の開講形態により、2年次配当科目であっても、横浜校舎で開講されない場合がある。この場合、法律学科生は、2年次に白金校舎での履修ができないため、実質的に3年次以降履修が可能となる。

	科目名	単位	開講	年次	科目名	単位	開講	年次
政治学 科目 (注1)	現代政治理論1A	2	春	2	現代政治理論1B	2	秋	2
	政治史1A	2	春	3	政治史1B	2	秋	3
	政治思想史1A	2	春	3	政治思想史1B	2	秋	3
	行政学A	2	春	2	行政学B	2	秋	2
	国際政治学A	2	春	2	国際政治学B	2	秋	2
	地方財政論A(注7)	2	春	3	地方財政論B(注7)	2	秋	3
	マスコミ論A	2	春	3	マスコミ論B	2	秋	3
	広報メディア論A	2	春	3	広報メディア論B	2	秋	3
	時事英語A	2	春	3	時事英語B	2	秋	3
	災害ボランティアと公共政策1(注2)	1	学	1	災害ボランティアと公共政策2(注2)	1	学	2
経済学 科目 (注3)	財政学1	2	学	3	財政学2	2	学	3
	金融論1	2	学	3	金融論2	2	学	3
	地方財政論1	2	学	3	地方財政論2	2	学	3
経営学 科目 (注3)	経済学概論1	2	学	2	経済学概論2	2	学	2
	(注4)				(注4)			
	経営学原理1(注5)	2	学	3	経営学原理2(注5)	2	学	3
	証券論1	2	学	3	証券論2	2	学	3
	貿易論1	2	学	3	貿易論2	2	学	3
	経営戦略論1(注5)	2	学	3	経営戦略論2(注5)	2	学	3
	経営組織論1(注5)	2	学	3	経営組織論2(注5)	2	学	3
ヒューマン・リソース・マネジメント1(注5)	2	学	3	ヒューマン・リソース・マネジメント2(注5)	2	学	3	
社会学 科目 (注6)	クリエイティブビジネスと著作権(注7)	2	学	3				
	地域社会論	2	学	3				
	産業社会学A	2	学	3	産業社会学B	2	学	3
	犯罪社会学	2	学	3	コミュニケーション論	2	学	3
その他	社会人類学A	2	学	3	社会人類学B	2	学	3
	都市社会学	2	学	3	暴力の論理学	2	学	3
	Business English A	2	学	3	Business English B	2	学	3

(注1) 政治学科目においては、Aが春学期科目、Bが秋学期科目であることを示す。なお、再履修の場合を除き、同一年度にA・B両方を履修することが望ましい。また、BはAで教授した知識が求められる。

(注2) 詳細な履修方法は別途掲示する。

(注3) 経済学科目および経営学科目においては、1が春学期科目、2が秋学期科目であることを示す。なお、再履修の場合を除き、同一年度に1・2両方を履修することが望ましい。また、2は1で教授とした知識が求められる。

(注4) 会計学総論1・2は、2015年度をもって廃止された。

(注5) 経営戦略論1・2、経営組織論1・2、ヒューマン・リソース・マネジメント1・2は、経営学原理1・2を履修し、単位修得済の者または同時に履修する者であることが望ましい。

(注6) 社会学科目を履修するにあたっては、明治学院共通科目の社会学1～8の中から2科目以上を履修済であることが望ましい。なお、再履修の場合を除き、同一年度にA・B両方を履修することが望ましい。BはAで教授した知識が求められる。

(注7) この科目は、2016年度をもって廃止された。

教職関連科目（卒業要件外）

下記科目は、教職課程の「教科に関する科目」として認定される科目であり、卒業要件としては認められない。

なお、下記「教科に関する科目」および「教職に関する科目」（教職要項参照）を、各年次の年間履修上限単位に加えて16単位まで履修できる。

科目名	単位	開講	年次
世界経済論 1・2	各2	学	2
日本史 1・2	各2	学	2
世界史 1・2	各2	学	2
地理学概論 1・2	各2	学	2
自然地理学 1・2	各2	学	2
地誌概説 1・2	各2	学	2
政治思想史 2A・2B	各2	学	3
政治史 2A・2B	各2	学	3
国際関係史 A・B	各2	学	3
哲学(専) 1・2(注1)	各2	学	3
宗教学概論 1・2	各2	学	3

(注1) 哲学(専) 1、哲学(専) 2を履修するためには、明治学院共通科目D群哲学1～8、倫理学1～7、論理学1～8の中で、同一名称科目で2科目4単位を修得済でなければならない。

大学院科目の履修について

法学部法律学科の4年次生で、3年次秋学期修了時のGPAが2.7以上かつ卒業要件単位の90%以上を修得済の者が、法と経営学研究科に進学を希望し、法と経営学専攻主任の承認を得た場合、法と経営学研究科法と経営学専攻の科目（ただし、ビジネス総論1・2、研究指導、合同演習、エクスターンシップ、ビジネス英語を除く）を、年間履修単位数制限を超えて年間10単位まで履修できる。ただし、これらの科目の単位を修得した場合、学部の卒業要件としては認められず、大学院入学後に修了要件単位として認定される。

なお、上記の履修除外科目だけでなく、休講科目や、同専攻学生の履修希望がなく不開講になる科目など、年度によって履修できない科目が随時でてくるので、履修を希望する場合は大学院事務室からの案内や情報提供に十分留意するとともに、必要な場合は大学院事務室に問い合わせること。

法律学科科目群別科目一覧（配当年次毎）

2014年度生

	1年		2年		3年・4年
入門	民事法入門 刑事法入門 法学の基礎				
必修 20単位	憲法 1-1	憲法 1-2 民法総則 1	民法総則 2 債権総論 1 刑法総論 1	物権法 1 債権総論 2 刑法総論 2	物権法 2
A群 12単位			行政法 1-1・1-2 会社法 1 商法総則 商行為法		行政法 2-1・2-2 会社法 2・3 手形法・小切手法 1・2 有価証券法 1・2
B群 4単位					民事訴訟法 1・2 刑事訴訟法 1・2
C群 10単位		契約法 1 刑法各論 1	憲法 2-1 親族法	憲法 2-2	契約法 2 不法行為法 相続法 民事執行法 1・2 刑法各論 2 家事事件手続法・人事訴訟法
D群 8単位			* 国際法 1-1・1-2		国際法 2-1・2-2 租税法 1・2 倒産法 1・2 国際私法 国際取引法 労働法 1・2 競争法 1・2 知的財産権法 1・2
E群 12単位			環境問題の展開と法 1・2 消費者行政法 高齢社会と法		公法演習 公法特講 情報と法 地方自治法 公務員法 法人税法 1・2 社会保障法 国際消費者法 環境政策と法 環境科学の展開 環境保護と訴訟 国際環境法 1・2 世界の環境を考える 持続可能な社会に向けて

	消費者問題と法	消費者取引特別法 1	民事法演習 民事法特講 裁判外紛争解決 成年後見法制 1・2 比較成年後見法制 成年後見制度実務 (2017年度まで開講) 超高齢社会の成年後見法 消費者取引特別法 2・3 消費者法の実務 不動産特別法 信託法 保険法 海商法 金融商品取引法 グローバル企業法 ワイン法 リスク管理と制度設計 金融法実務(2016年度まで開講) 現代金融法論 法律英語演習(2017年度まで開講) 刑事法演習 刑事法特講 経済刑法 刑事政策 犯罪学 法医学 1・2 企業会計 1・2
F群 4単位		法哲学 1・2 西洋法制史 1・2	法思想史 1・2 法社会学 1・2 日本法制史 1・2 近代日本法思想史 比較刑事司法史 比較公法史 宗教法 1・2 英米法 1-1・1-2 英米法 2-1・2-2 EU法 ドイツ法 1・2 フランス法 1・2 中国法(2018年度以降)
G群	法学基礎演習 (2014年度まで開講) 留学生のための法学・政治学入門	2年次演習 (2015年度まで開講) 法情報処理 (2014年度まで開講) フィールドワーク(持続可能な開発および環境保全)	演習 演習Ⅱ 卒業論文(4年) 演習・卒業論文(3年・4年) 原典講読 1・2 (2018年度以降 外国語文献講読) 法律学特講 1-1・1-2 法律学特講 2 法律学特講 3
H群			読売キャリア形成講座 (2017年度まで開講) キャリアデザイン特講

関連部門	災害ボランティアと 公共政策 1	現代政治理論 1 A・1 B 行政学 A・B 国際政治学 A・B 経済学概論 1・2 会計学総論 1・2 (2015年度まで開講) 災害ボランティアと 公共政策 2	政治史 1 A・1 B 政治思想史 1 A・1 B 地方財政論 A・B (2016年度まで開講) 時事英語 A・B マスコミ論 A・B 広報メディア論 A・B 財政学 1・2 金融論 1・2 地方財政論 1・2 経営学原理 1・2 証券論 1・2 貿易論 1・2 経営戦略論 1・2 経営組織論 1・2 ヒューマン・リソース・マネジメント 1・2 地域社会論 産業社会学 A・B 犯罪社会学
	1 年	2 年	3 年・4 年
関連部門			コミュニケーション論 社会人類学 A・B 都市社会学 暴力の論理学 Business English A・B クリエイティブビジネスと著作権 (2016年度まで開講)

教職関連科目(卒業要件外)								
科目名	単位	開講	年次	科目名	単位	開講	年次	
世界経済論 1	2	学	2	政治思想史 2 A	2	春	3	
世界経済論 2	2	学	2	政治思想史 2 B	2	秋	3	
日本史 1	2	学	2	政治史 2 A	2	春	3	
日本史 2	2	学	2	政治史 2 B	2	秋	3	
世界史 1	2	学	2	国際関係史 A	2	春	3	
世界史 2	2	学	2	国際関係史 B	2	秋	3	
地理学概論 1	2	学	2	哲学(専) 1	2	学	3	
地理学概論 2	2	学	2	哲学(専) 2	2	学	3	
自然地理学 1	2	学	2	宗教学概論 1	2	学	3	
自然地理学 2	2	学	2	宗教学概論 2	2	学	3	
地誌概説 1	2	学	2					
地誌概説 2	2	学	2					